

# 広 報

# ぼうさい

DISASTER MANAGEMENT NEWS

2003年7月

第16号

監修：内閣府政策統括官（防災担当）

編集協力：総務省消防庁

## 平成15年 宮城県沖を震源とする地震



特集1 東海地震対策について

特集2 防災に関する人材の育成・活用について

## C O N T E N T S

### 巻頭言

人と防災未来センター長 河田恵昭 …… 2

グラビア …… 3

災害情報：平成15年宮城県沖を震源とする地震

政府の対応 …… 4

岩手県の対応 …… 5

宮城県の対応と教訓 …… 6

### 特集1 東海地震対策について

（寄稿）財団法人日本建築防災協会理事長 岡田恒男 …… 7

東京大学地震研究所教授 阿部勝征 …… 8

東海地震対策大綱について …… 9

（寄稿）名古屋市危機管理監 岡嶋守 …… 11

静岡県防災局長 杉山栄一 …… 12

### 特集2 防災に関する人材の育成・活用について

「防災に関する人材の育成・活用について 報告」…… 13

（寄稿）春日井市長 鶴飼一郎 …… 15

富士常葉大学教授 重川希志依 …… 16

未来教育デザイナー 鈴木敏恵 …… 17

中央防災会議の開催 …… 18

### 災害の現況

アルジェリア地震、海外緊急援助 …… 21

### 動向・報告

東南海、南海地震に係る被害想定結果 …… 22

京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想 …… 26

名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会 …… 27

災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会 …… 27

地震防災体制の現状に関する全国調査最終報告 …… 28

機能強化された内閣府・災害対策本部会議室 …… 29

「防災に関する特別懇談会」山本政策統括官の講演 …… 30

### information

第19回防災ポスターコンクール募集のお知らせ …… 32

防災フェア2003開催のお知らせ …… 32

人と防災未来センター「災害対策専門研修」…… 33

国際防災オープンフォーラム開催のお知らせ …… 34

「防災情報提供センター」ホームページ開設 …… 34

人事異動 …… 35

被災者生活再建支援金の支給状況 …… 35

5月～7月の動き …… 35

8月～9月の行事予定 …… 35

**東**海地震対策専門調査会の活動も終わり、先般、東海地震対策大綱が発表された。1978年に施行された大規模地震対策特別措置法（大震法）による予防対策から、警戒宣言時の対応、復旧・復興までを含めた総合的防災対策へと拡大された。そして、地震対策強化地域外も含めた対策について、大震法による警戒宣言時の対応と災害対策基本法（災対法）による予防対策、災害発生時の対応の見直しが行われることになっている。いわゆる東海地震説に基づく想定東海地震が予知できることを前提として出発した防災政策展開が、具体的な形で私たちの目の前に現れたわけである。この前提は、当初、1944年東南海地震の際の経験から、想定東海地震の発生直前に陸上部分で前兆すべりが起こり、これを検知することから予知の可能性は構成されていた。しかし、この前兆すべりが海上部分で先行する場合は予知できないし、そもそも前兆すべりがなくていきなり想定東海地震が起こることも予想しなければならない。



かわた よしあき  
河田 恵昭

**ま**た、東南海・南海地震等専門調査会も被害想定を終え、防災対策の課題の整理を受けて推進法の施行と推進地域の指定が本年10月頃までに行われようとしている。いよいよ南海トラフ上での一連のプレート境界地震によるスーパー広域災害の発生に対して、被害想定に基づく防災対策の基本が決定されたわけである。

私は、これまで地震だけでなく、洪水や高潮、津波、土石流、噴火などの災害発生現場を調査してきたが、自然現象は同じような起こり方を決してしないばかりか、被害の特徴も違うことに気がついた。この延長線上に、阪神・淡路大震災の教訓も次の都市地震災害の被害軽減にはそのまま使えないという結論がある。それは自然に対する私たちの畏敬の念でもある。1923年の関東大震災以降、わが国は防災対策を理工学的課題と見なして推進してきた。これが不幸であったのは、阪神・淡路大震災が起こって、防災対策に社会科学的知見を活用してこなかったことに初めて気がついたことである。自然科学と社会科学を融合する立場から総合減災技術を開発しなければならない。

**幸**い、これらの地震防災の推進と呼応して防災に関する人材の育成・活用専門調査会が設けられ、災害をマネジメントできる行政職員の研修の重要性が認識された。IT時代といっても防災の基本は人である。人がいなければ広域連携を含む組織的対応も不可能である。内閣府と兵庫県のご尽力で昨年発足した人と防災未来センターでは、地方自治体の防災担当職員の研修事業を行ってきたが、本年11月よりいよいよ政府の防災担当職員の研修も始めることになっている。これらの専門調査会の委員として防災対策や研修事業の推進に関与してきたが、これらの地震と津波による被害抑止と軽減にいささかなりとも貢献できれば幸いである。

京都大学防災研究所巨大災害研究センター センター長・教授  
阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センター センター長

いよいよ正念場！



平成15年宮城県沖を震源とする地震（5月26日発生）



高速土砂流動が起きた宮城県築館町

写真提供(上): 国際航業(株)



高速土砂流動の現場

〔高速土砂流動とは〕

地震の揺れと地下水の作用で液状化現象が起き、緩い斜面でもスピードの速い土砂崩れが遠くまで達する現象を言います。

写真提供：  
宮城県築館産業振興事務所（上、下とも）



落石のあった宮城県栗駒町



高架橋コンクリート破損状況(岩手県石鳥谷町) 写真提供：JR東日本盛岡支社



液状化被害を受けた大船渡港



写真提供：岩手県大船渡地方振興局

# 平成15年宮城県沖を震源とする地震に対する政府の対応

## 災害の状況

平成15年5月26日18時24分頃、宮城県沖深さ約71kmでマグニチュード7.0の地震が発生しました。岩手県大船渡市、衣川村、平泉町、室根村、江刺市および宮城県高清水町、桃生町、石巻市、涌谷町、栗駒町、金成町で震度6弱を観測したほか、青森、岩手、宮城、秋田、山形県の一部で震度5強を観測しました。この地震は、陸側のプレートの下に沈み込んでいる太平洋プレート内部で発生したものと推定され、地震発生の切迫性が高いと言われている、いわゆる「宮城県沖地震」とは、発生場所、深さ、地震発生のメカニズムが異なるものと考えられています。

この地震により、東北各県に被害が発生し、負傷者174名、住家被害として全壊2棟、半壊21棟、一部破損2,342棟となっています（7月2日現在）。



都道府県	人的被害（人）			住家被害（棟）		
	重傷	軽傷	計	全壊	半壊	一部破損
青森県	0	1	1	0	0	0
岩手県	10	81	91	2	10	1,183
宮城県	10	54	64	0	11	1,033
秋田県	4	4	8	0	0	0
山形県	1	9	10	0	0	2
福島県	0	0	0	0	0	124
計	25	149	174	2	21	2,342

ライフライン関係では、電力・ガス・上水道にそれぞれ供給停止の被害が生じ（電力：5月26日21時57分まで、ガス：5月29日16時まで、上水道6月16日14時まで）、電話などの通信にも輻輳が発生したため通信規制が実施されました（5月27日2時まで）。

鉄道などの交通機関にも大きな影響が出たほか、河川・道路をはじめとする公共土木施設、農地などの農林水産業施設、文教施設にも多数の被害が発生しました。

## 政府の対応

地震発生後ただちに、各省庁の防災担当者が官邸危機管理センターに参集し、警察、消防、国土交通省などのヘリコプターからの映像や消防の固定カメラの映像を含めて、迅速な情報収集を行うとともに、内閣府の地震防災情報システム（DIS）を稼働させて、建物被害や人的被害などを推計し、概括的な被害規模の把握に努めました。また官邸危機管理センターにおいて、関係省庁の局長級職員などによる緊急参集チーム会議

を当日の18時54分および20時に開催し、収集された情報を集約・確認することにより、政府として、被害の実態把握と対応方針の決定を早期に行うことができました。（なお今回の地震は、平成14年度に新官邸が整備されてから、最初の自然災害対応での危機管理センターの本格的な使用となりました。）

また、5月26日22時30分より、内閣府において災害対策関係省庁連絡会議を開催し、被害情報や各省庁の対応状況について情報の共有を図りました。さらに、5月28日には、内閣府企画官他1名、消防庁広域応援対策官他1名を被害状況の調査のため派遣しました。

政府としては、今回の経験を生かし、訓練を重ね、初動体制や防災体制について、関係省庁や地方公共団体などの連携の下、さらなる充実を図っていくこととしています。

## 7月梅雨前線豪雨による災害について

7月19日から20日にかけての梅雨前線豪雨により、九州地方を中心として土砂災害などにより死者18名、行方不明者5名（7月23日12時現在）のほか多くの被害が発生しました。政府においては、発災直後より情報収集を行うとともに、鴻池防災担当大臣を団長とする政府調査団を現地に派遣し、関係省庁が連携して総力を挙げて応急対応を行ってきたところです。

詳細については、次の9月号でお伝えします。



# 平成15年宮城県沖を震源とする地震に対する災害対応

岩手県 総務部総合防災室

## 1 岩手県内の震度（震度5弱以上）

- 震度6弱 大船渡市ほか4市町村
- 震度5強 陸前高田市ほか15市町村
- 震度5弱 盛岡市ほか16市町村

## 2 県の対応状況

月 日	時刻	対 応
5月26日(月)	18:24	県内で震度6弱の地震発生にともない、県災害対策本部(2号非常配備)設置
	19:20	陸上自衛隊連絡幹部県庁到着
	19:30	第1回災害対策本部員会議開催 19:30現在の対応状況集約公表
	22:00	第2回災害対策本部員会議開催
	21:30	現在の被害状況集約公表
5月27日(火)	1:00	26日24:00現在の被害状況集約公表
	4:15	防災ヘリ偵察飛行開始
	5:00	県警察ヘリ偵察飛行開始
	9:00	第3回災害対策本部員会議開催 7:00現在の被害状況集約公表
	11:30	10:30現在の被害状況集約公表
	17:00	第4回災害対策本部員会議開催 15:00現在の被害状況集約公表
	17:30	陸上自衛隊連絡幹部原隊復帰
5月28日(水)	16:00	12:00現在の被害状況集約公表
	17:15	県災害対策本部2号非常配備体制を警戒配備体制に変更
5月29日(木)	16:00	12:00現在の被害状況集約公表
5月30日(金)	11:00	国務大臣(防災担当)へ知事要望
	16:00	12:00現在の被害状況集約公表
6月1日(日)	16:00	12:00現在の被害状況集約公表
6月2日(月)	16:00	12:00現在の被害状況集約公表
	18:00	県災害対策本部廃止
6月5日(木)	16:00	12:00現在の被害状況集約公表
6月9日(月)	16:00	12:00現在の被害状況集約公表
6月20日(金)	16:00	12:00現在の被害状況集約公表



5月26日に開設された岩手県災害対策本部 写真提供：岩手日報社

## 3 災害対策本部等の設置状況

- (1) 県では、2号非常配備(全職員配備)体制による災害対策本部を設置し、また、全地方振興局に地方支部を設置して対応した。
- (2) 市町村では、58市町村のすべてが災害対策本部または災害警戒本部を設置した(36市町村が災害対策本部、22市町村が災害警戒本部を設置)。

## 4 被害の状況(平成15年6月20日現在)

被害額は、約118億円になっており、これは、平成10年の岩手県内陸北部地震被害の約79億円を上回る最悪の被害額となっている。

- (1) 人的被害  
重傷者10名、軽傷者81名
- (2) 住家被害  
全壊2棟、半壊10棟、一部破損1,183棟
- (3) 被害市町村および被害総額  
被害市町村：県内56市町村  
被害総額：11,889,408千円
- (4) 被害額の多い施設の状況 (単位：千円)

No.	施設の種別	被害金額
1	土木施設	5,139,800
2	商工関係	1,414,430
3	学校等	749,778

## 5 今回の地震災害での教訓

被災現場と事務所間の通信手段である一般携帯電話および衛星携帯電話から一般電話の通話は規制を受け、通話できなかった。このことから、災害時優先携帯電話の配当割合増台および衛星携帯電話の災害時優先化を通信事業者に要請していくこととする。

## 平成15年宮城県沖を震源とする地震の教訓

宮城県 総務部危機対策課

平成15年5月26日の東北地方を中心とした宮城県沖を震源とする強い地震により、宮城県では69市町村のうち、震度6弱が6市町、震度5強が22市町村、震度5弱が11市町村、震度4が14市町あった。

被害状況については、人的なものは、重傷者10名、軽傷者54名、住家は、半壊が11棟、一部破損が1,085棟、火災発生が3件となっている。

被害総額については約54億円となった。

### 初動態勢と被害状況

職員の配備体制については、震度6以上の地震が発生した場合は、発生と同時に災害対策本部が設置され、全職員が非常配備体制をとることとなるが、今回は、退庁時間と重なっていたことから、本庁および出先機関で多くの職員が在庁しており、そのまま、災害対策に従事できたことは、恵まれていたと考える。

地震災害については、初動時の対応が重要とよく言われており、本県においてもこれに対応したマニュアルを作成し、これまで何回か防災訓練などを重ねてきているが、今回のような比較的大きな地震は、昭和53年6月に起きた宮城県沖地震以来であり、災害対策本部が設置されたのは昭和61年の大雨被害以来であったことなどから、多少の経験不足による不慣れはあったが、無事その作業を終えることができたのは、関係機関などの協力はもちろん、職員一丸となった災害対応によるものと、改めて感謝申し上げる次第である。

今回の地震においては、最大震度6弱という強い揺れにもかかわらず、一部地域において土砂崩れや崖崩れの発生にともない避難を余儀なくされた事例もあったが、幸いにして死亡者・行方不明者がなく人的被害、住家被害も小さく止まったこと、さらに火気を使用する時間帯にもかかわらず、住宅出火件数もわずか2件となったことは県民の防災意識の高まりや、ガス遮断装置の普及などのこれまでの耐震対策の浸透などが功を奏し、最小限の被害につながったものと考えている。

### 今回の地震から得られた課題

今回の地震では、職員の初動態勢の確立や通信手段の確保、情報の収集・伝達方法および情報の提供方法などについていくつかの課題が明らかになった。主な課題・対応策について紹介すると、まず、初動態勢の確立についてであるが、本県では震度6の地震が発生した場合は、約6,000名の職員が非常配備体制をとることになっているが、当日配備についたのは全体で約3,000人、参集率約51%という結果であった。その原因は、配備体制や自分自身の役割の理解が不十分であったというもので、その後の訓練などを通じて徹底を図ったほか、速やかな配備のための方策の検討にも着手したところである。

次に通信手段の確保については、地震発生直後、安否確認や災害情報を求めて、平常時の約30倍もの電話が殺到したことから、発信や着信接続の規制が行われた。これにより、一般電話回線および携帯電話などが使用不能となり、職員の招集や、緊急時の連絡体制の確保ができないという事態が発生した。現在、関係機関などに対し、その改善などを要請するとともに、県などの機関に対しては、衛星携帯電話などの代替手段などについても検討している。また、災害時に強いと言われる防災行政無線については、今回の地震では、通常の約2倍、移動系は約20倍の無線使用が確認されたものの、大きな輻輳もなくスムーズな情報連絡体制が構築できたことは、今後の災害においても情報連絡として有効な手段であるものと改めて確信したところである。

### 来るべき宮城県沖地震に備えて

国の長期評価によれば、宮城県沖地震の再来確率は、20年以内で88%、30年以内になると99%と間違いなく発生が予想される中で、速やかな地震防災に対する対応が求められてきており、県としても、現在、地域住民を対象とした地震フォーラムの開催や、町内会単位とした自主防災組織の強化を図るなど、多くの対策などに努めているほか、大規模な地震の発生が予測される日本海溝沿いや千島海溝沿いの地域を対象とした特別措置法の制定に向けて、各道県と連携を図りながら進めているところである。

地震は、「忘れた頃にやってくる」とよく言われるが、今回の地震は、これまで忘れかけていた人々の地震に対する意識を再認識させたものであり、この意味においても非常に貴重な経験をしたと言える。今後は、この教訓を生かし、日々再来の切迫の度を増す宮城県沖地震に対し、県民一体となって、この地震に向けた対策を進めていく所存である。



## 東海地震対策の見直し

財団法人日本建築防災協会理事長、東京大学名誉教授  
岡田 恒男

**昭**和53年の大規模地震対策特別措置法の制定以来、東海地震対策は着実な成果を上げてきたが、その間、観測データなど東海地震そのものに関する知見が多く蓄積され、地震工学、防災工学、周辺のIT技術など、地震対策についての科学技術も進歩した。同時に、社会の高度化・複雑化により、新しいパターンの災害も出現するようになった。また、これまでの東海地震対策については警戒宣言時の対応や強化地域内での対策のみに着目しすぎたとの指摘もある。このような認識に基づき、中央防災会議に設置された「東海地震対策専門調査会（座長：筆者）」は、「東海地震に関する専門調査会（座長：溝上恵東大名誉教授）」により昨年3月にまとめられた東海地震の想定震源域、予測震度ならびに予測津波高さなどの検討結果をふまえ、東海地震に係わる地震防災対策強化地域の見直し、被害想定の実施および東海地震対策見直しの検討を行い、今年5月に「東海地震対策専門調査会報告」をとりまとめた。このなかで、地震対策の見直しについては、予防対策、警戒宣言時の対応、地震発生後の対応、復旧・復興対策まで含んだ東海地震対策全般のマスタープラン、すなわち、「東海地震対策大綱」作りの必要性を指摘しその骨子を提案した。この報告書に基づき策定された「東海地震対策大綱」は中央防災会議にて5月29日に決定され、今後の東海地震対策に活かされることとなった。

以下に、東海地震対策の見直しに関し、「報告書」ならびに「大綱」に共通に取り上げられている4つの要点について簡単に紹介する。なお、これらの全文については、内閣府防災部門のホームページに公開されているので参照されたい。

**東**海地震対策の見直しのポイントとしては、1点目は、予防対策としての、「被害軽減のための緊急の耐震化対策」の推進である。東海地震は切迫しており、被害軽減のためには、住宅の耐震化、公共施設の耐震化が喫緊の課題である。このため、公共施設

については、耐震性のリストの作成・公表という多少厳しいとも言える措置も提案した。また、住宅の耐震化については、ハザードマップの作成・公表などの重要性を挙げている。

2点目は、「地域における災害対応力の強化」である。自治体の担当者のみならず、地域住民や企業が、東海地震およびそれによる災害について事前にできるだけ正確に理解し、災害対応力をつけておくことが災害軽減のために重要であること、例えば、警戒宣言などが出された時、あるいは、警戒宣言が出る出ないにかかわらず地震が発生した時の行動を普段から確認しておくことの重要性を指摘している。

3点目は、「警戒宣言時等の的確な防災体制の確立」である。地震防災対策強化地域の拡大にともない、帰宅困難者問題などの新たな問題も浮上した。観測情報などの活用および従来のような強化地域一律の対応ではなく、予測される震度や津波高さなど地域の特性に応じた柔軟な対応とすることなどが示された。また、警戒宣言時には建物の中へ避難したいという要望に応じて、建物の耐震化と警戒宣言時の対応を結びつけたのも新しい試みである。先にあげた公共施設の耐震性リストの公開はこの前提でもある。

4点目は、「災害発生時における広域的、効果的な防災体制の確立」である。地震防災対策強化地域の拡大は、取りも直さず、広域災害時の復旧支援などについての抜本的な見直しの必要性を意味している。「大綱」にその必要性が示されている「東海地震応急対策活動要領」の策定が急がれる。

**「報**告書」ならびに「大綱」は、事務局原案をスタート台として地震ならびに地震対策の専門家などが議論を繰り返しながらまとめたもので、1) やらなければならぬ対策、2) やればできる対策、3) やれば効果の上がる対策を提案したものである。これらが一刻も早く実行され、実効が上がることを願っている。





## 地震学の知見を取り入れた 東海地震対策の見直し

東京大学地震研究所教授 阿部 勝征

**国**の中央防災会議は2001年1月に、大規模地震対策特別措置法による地震防災対策強化地域の指定について見直すことを決定した。それを受けて「東海地震に関する専門調査会」は1944年東南海地震の未破壊領域を想定震源域に設定し、最近の科学的な知見を見直しに反映させることにした。20年間の知見として、地震観測からプレートの形状や固着域の存在などが明らかになり想定東海地震の発生機構に関して理解が進んだこと、GPS観測からプレート間のカップリング状態に関して解析が進んだこと、地震波や津波の解析から1944年東南海地震の震源域が詳細に推定できるようになってきたこと、海底地殻構造の詳細が明らかになってきたことなどがあげられる。新しい震源域は「ナス形」で、従来の国土庁モデルよりも50kmほど西方へ広がり、面積は6割ほど増加した。この震源モデルに基づいて各地のゆれの強さや津波の高さなどの数値計算が実施され、計算結果をもとに強化地域が見直された。新しい強化地域の人口はこれまでの2倍に増えた。2倍というよりはさらに600万人も増えたという事実、東海地震判定会の一人として強い印象を受けた。毎回白熱した議論から、想定東海地震については東南海・南海地震との同時発生の可能性を10年程度後に再検討することとしてそれを報告書に盛り込むこと、東南海・南海地震についても新たに専門調査会を立ち上げることになった。

**次**の「東海地震対策専門調査会」は2002年3月から、新たな震源モデルに基づいて被害の想定や防災対策の見直しを進めた。それらの検討結果をもとに、中央防災会議は国のマスタープランである「東海地震対策大綱」を2003年5月に公表した。被害想定では、予知がなされることをこれまで前提にしてきたが、今回は予知がなされた場合となされなかった場合を策定した。このことは静岡県防災計画ですでに織り込み済みのことであるが、国としてそれを追認したことは地震予知の現状認識という面で意義深い。難しかった被害想定の一つは津波である。強いゆれの直後に住

民全員が素早く高台に避難すれば死者は出ないことになる。住民の避難行動の実態によって被害想定は大きく変わるが、それに関するデータは少ない。今回は、避難意識が高い例として10年前に奥尻島に大きな津波被害を与えた北海道南西沖地震のケース、避難意識の低い例として20年前に秋田県・青森県に津波被害を与えた日本海中部地震のケースを採用した。ここで開発された手法は今後の津波被害の想定に参考になるであろう。それはそれとして、住民の意識啓発や海岸保全施設の整備点検などを一層推進していくことによって、津波による犠牲者をなくすということが新たな課題になる。また、予知がなされた場合でも、避難しない一定数の住民が予想されるために、想定死者数は零にならない。この被害を軽減することも今後の課題である。

**3**つ目の話題は「観測情報」の取り扱いである。観測情報とは、想定東海地震に関連して、「判定会」の招集には至っていないが、観測データの推移を見守る必要が生じたときに気象庁が発表する情報である。この情報は未だ発表されたことはないが、発表されたときには、住民が不安にかられてパニック状態に陥る可能性が無いわけではない。警戒宣言が発令される前の防災の立ち上がり情報としては、判定会が招集されたときに与えられる「判定会招集連絡報」があるが、今回の「大綱」では、強化地域が拡大されたことをふまえて、観測情報をさらにその前倒し情報として活用することにした。観測情報の第1報は注意喚起情報とし、次の情報は準備行動を促す注意報になる。話は4年ほど前に遡るが、予知可能の前提条件をあいまいにしたままで観測情報を段階分けすることはかえって世間を混乱させるだけであると判断し、段階分けに反対したことがある（詳しくは、日本災害情報学会誌「災害情報 No.1, 2003」の拙稿を参照）。今回対象とすべき現象を前兆すべし（プレスリップ）に限定したことによってその懸念は一応払拭された。今後も、我々研究者と防災担当者は緊密な連携をとりながら、想定東海地震に立ち向かっていくことが大切である。



# 東海地震対策大綱について

平成15年5月29日開催の中央防災会議において、「東海地震対策大綱」が決定されました。中央防災会議「東海地震に関する専門調査会」および「東海地震対策専門調査会」におけるこれまでの審議をふまえ、「予防段階から災害発生後まで含めた東海地震対策のための全体のマスタープラン」として、強化地域外も含めた東海地震対策の抜本的改革を行いました。

## 東海地震対策大綱の主なポイント

主な内容は、大きく分類して 被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施、 地域における災害対応力の強化、 警戒宣言前からの的確な対応、 災害発生時における広域的防災体制の確立に分類できます。

### 1 被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施

阪神・淡路大震災では死者の8割以上が建物の倒壊などによるものであった教訓もふまえ、地震ハザードマップの整備や耐震診断の徹底的な実施、さらには効果的な耐震補強策の普及など、住宅補強や建て替えなどを促進する対策を早急に推進する。また、切迫している東海地震に対して地域住民が的確な対応をとるためには、自宅だけでなく公共建築物の耐震性の把握も不可欠であることから、公共建築物については、耐震診断実施状況や実施結果をもとにした耐震性に係るリストを作成し、住民に周知するよう努める。強化地域内において、まずは地方公共団体所有の施設について早期にリストを作成・公表し、順次対象を拡大するものとする。

### 2 地域における災害対応力の強化

広域かつ甚大な被害が予想される東海地震に対処するためには、住民や企業、NPOなどの主体的な参加・連携による地域の総合的な防災力の向上が不可欠であり、防災関係機関との連携のもと、地域の防災力の向上に向けた緊急対策を実施する必要がある。このため、自主防災組織や学校単位、企業単位など地域の実情にあわせた防災教育の推進、地域の安全性点検や参加型地域版図上演習（DIG）の実施などにより、地域での総合的な防災力を向上させる。

#### 1. 被害軽減のための緊急耐震化対策等の実施

阪神・淡路大震災の犠牲者の8割強が建物倒壊などにより圧死

強化地域の現状

住宅

木造住宅の約6割が  
旧耐震基準

公的建物

・学校の約45%が耐震性に疑問  
・病院の約42%が耐震性に疑問

東海地震被害想定でも、建物倒壊により約6,700人の死者

切迫する東海地震に対し、  
強力な耐震対策が必要

住宅の耐震化

住宅耐震化に関する徹底した意識啓発  
・地震ハザードマップ  
・住宅性能表示制度

各種支援制度の充実・活用  
・耐震診断・補強への助成  
・効果的な耐震補強策

公共建築物の緊急耐震化

公共建築物の耐震診断の緊急実施  
・耐震診断の緊急実施  
・個々の施設の耐震性リスト作成・公表

公共建築物の耐震補強

#### 2. 地域における災害対応力の強化

阪神・淡路大震災の教訓から、自助・共助が極めて重要  
広域災害に対して、地域の災害対応力の強化が不可欠  
ボランティア、NPO、企業などの重要性の高まり

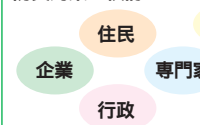
東海地震に係る正確な知識の徹底的普及

- ・東海地震は、予知できる場合と、できない場合がある
- ・東海地震による被害
- ・必要な備え（耐震化、家具の固定、備蓄）
- ・警戒宣言時、災害発生時にとるべき行動

各主体の参加・連携による的確な防災活動の実施

- ・各主体が防災活動に関し参加・連携する場を設置
- ・地域の安全性点検や参加型地域版図上演習（DIG）実施

各主体が参加し地域の  
防災対策を検討

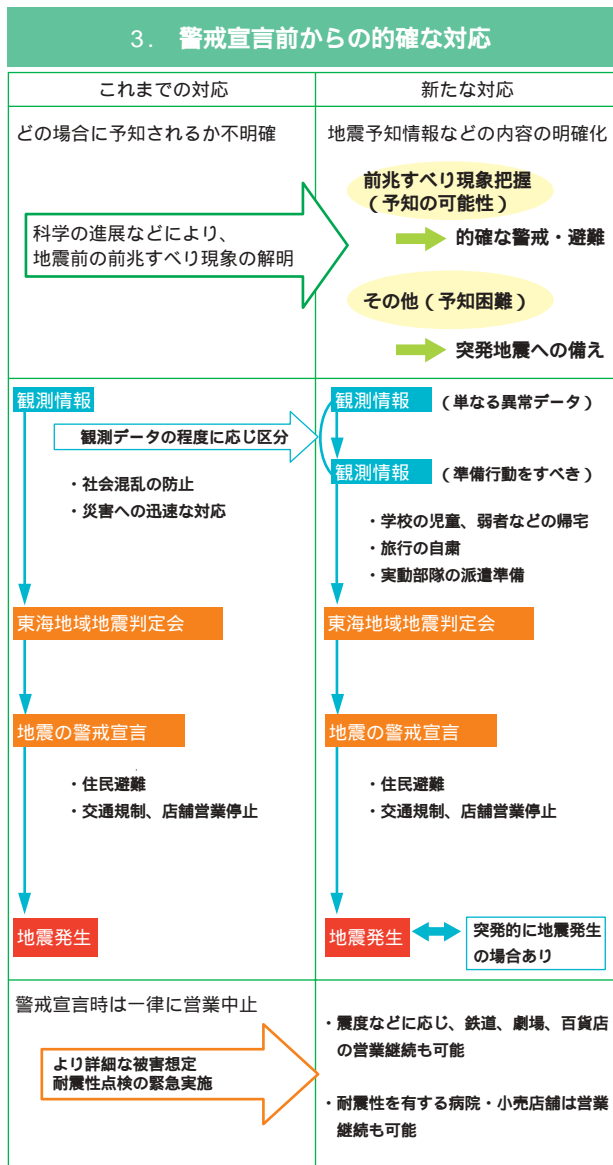


行政の計画に反映

地域の防災力向上  
・参加意識  
・地域への浸透  
・備えの充実

### 3 警戒宣言前からの的確な対応

警戒宣言前の防災面の準備行動については、これまでは、防災担当職員の参集などごく一部に限られていたが、強化地域の拡大などをふまえると、例えば広域応援の準備や生徒・従業員の帰宅など時間がかかる準備行動の中には、警戒宣言前から実施することが望ましいものもある。観測・監視能力の向上から、プレスリップ（前兆すべり）に沿った現象が観測されている場合には、科学的な知見をふまえ、警戒宣言よりもある程度前に今後の推移について説明可能な段階が設定できると考えられることから、この段階において住民や防災関係機関がどのような準備行動を実施するのが適当か検討した上で、必要なものは個々の対応を明確化する。



### 4 災害発生時における広域的防災体制の確立

救助・救急、医療活動、消火活動、輸送活動（救助要員の被災地への派遣、医療チームの被災地への派遣、患者の被災地外への搬送、緊急物資の輸送）などについては、被害想定に基づき活動内容をあらかじめ計画し、地震発生後速やかに計画に基づいた緊急活動を実施するものとする。

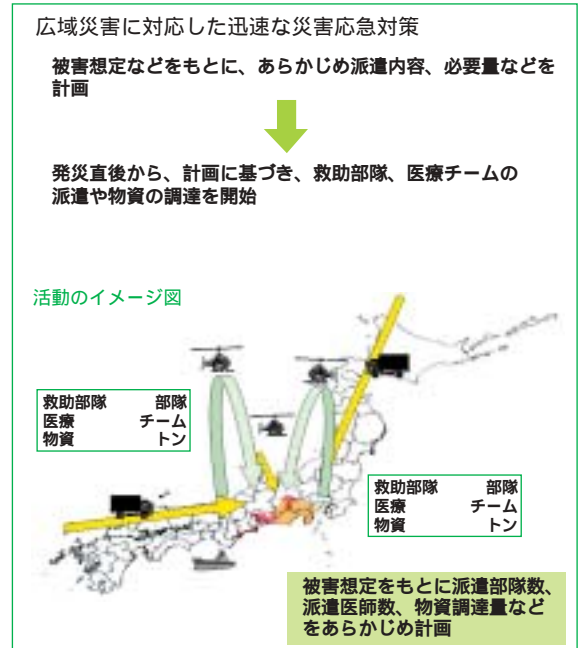
#### 4. 災害発生時における広域的防災体制の確立

これまでの基本的対応

被害状況、地方公共団体の要請を把握  
これに基づき、活動内容、実施主体などを調整

↓

・必要量の把握、活動の調整に時間がかかる  
→ 特に広域災害では、迅速な対応が困難



#### 「東海地震応急対策活動要領」において明確化

今後は、以上のような災害発生時の広域対策を迅速かつ的確に講じるため、災害発生時などにおける主として政府の広域的活動の手続き・内容などを具体化した「東海地震応急対策活動要領」を、関係地方公共団体の協力を得つつ早急に策定します。また、地震防災基本計画をはじめとして、必要に応じ、広域災害に対応した各種防災計画の見直しなどを推進します。





## 名古屋市における東海地震対策から

名古屋市危機管理監 岡嶋 守

### 東海地震対策大綱

想定東海地震は、その発生を『直前に予知できる場合がある』とされている唯一特別な地震である。

地震が発生すること自体は不幸なことであるが、もし、これが事前に予告されるとすれば、市民、行政にとって歴史的ともいえる朗報となる。

ところが、地震が予知され警戒宣言が発せられると、強化地域内では鉄道、道路の交通が停止または規制される。このため、多数の足を奪われた市民、旅行者が帰宅困難または不可能に陥るなど、新たな課題が発生する。

これを解決するため、名古屋市では、警戒宣言が出される前（判定会招集の時点）に、幼児、児童、学生を下校させ、市営の市民利用施設を閉鎖し、市長が不特定多数の人に帰宅を促すアピールをすることなどを骨子とした地震防災強化計画を策定した。

しかし、判定会招集の意味が地震発生とどのような関係にあるのかについては、必ずしも明確ではない。

このたび中央防災会議から発表された『東海地震対策大綱』は、柔軟性、合理性、現実性に立脚し、多くの点で、国、自治体が課題を解決する方向付けが図られた。とりわけ、警戒宣言前の観測情報を、その中味に応じて区分する方針が打ち出されたことは、本市ばかりでなく、多くの自治体にとって、大変意義深いことと思う。今後の具体化を待って、本市の強化計画もよりの確なものとなしたい。

### 建築物の耐震性を向上

名古屋市にとって、地震は東海地震だけではない。

海洋型のほか内陸の活断層による地震など、数多くの震災リスクが指摘されている。これらの地震は全く予告無し突発型地震である。

地震による死傷者発生原因（津波を除く）の約9割は、建築物の損壊と家具など収容物の転倒落下などによるものである。公共施設の耐震改修とあわせ、木造旧基準住宅の耐震性の向上、住宅内の家具などの転倒落下防止措置の促進を図ることは、人的被害の軽減に極めて高い効果が期待できる。東海地震を含む本市の地震対策の最重点事項の一つとして取り上げていくべきと考える。

### 防災協働社会の実現に向けて

阪神・淡路大震災が発生した当日の昼頃、被災地で震災調査の仕事をしていた防災専門家から聞いた話。

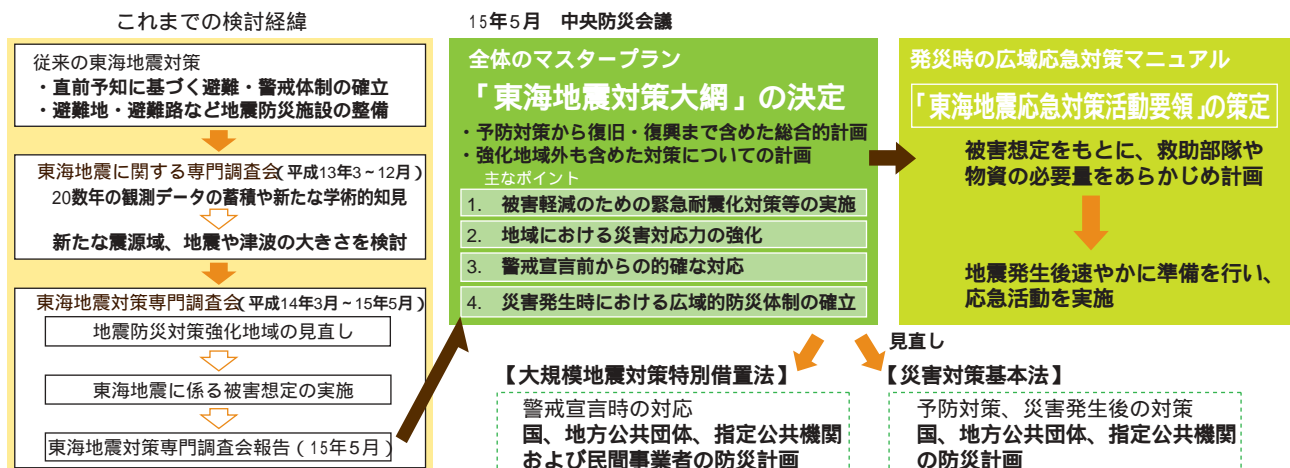
一軒の倒壊した家で、その住人が閉じ込められた家族を救出するため必死で作業をしていた。明らかに人手不足であった。同じ頃、多くの人がある現場近くの避難所に殺到していたのである。

ごく一部の出来事だとは思ふ。また、このことに対する評価は簡単ではないかもしれない。困った時は、助けあう。辛い時は、労わりあう。苦しい時は、励ましあう。

相手は、巨大エネルギーの暴力的自然現象だ。震度によっては、ある程度の建物被害を受けることは避けられない。しかし、大勢の地域住民が団結、協働することで相当程度の人的被害の軽減、火災被害の防除が可能であることは、過去の地震災害でも実証済みである。

行政はもとより、『市民、企業、ボランティアなどが協働して災害に立ち向かうことが自然にできる』そんな名古屋の町づくりを目指したい。

### 東海地震対策のこれまでの経緯と今後の予定



## 静岡県における東海地震対策 ～東海地震対策大綱を受けての取り組み～

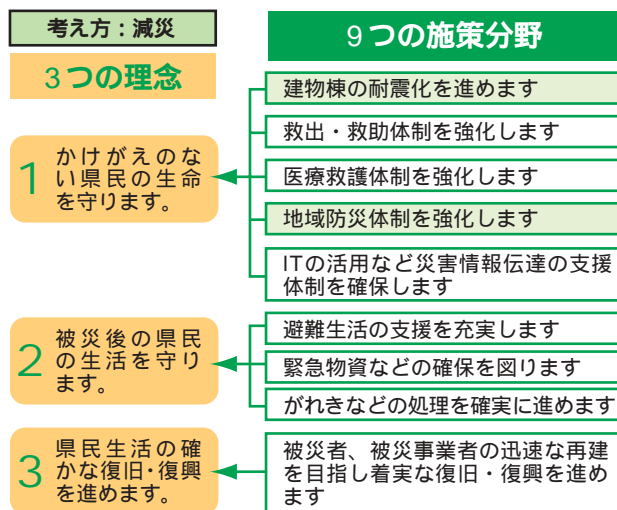
静岡県防災局長 杉山 栄一

### 地震対策アクションプログラム2001

静岡県では、昭和51年に東海地震説が発表されて以来、県政の最重要課題として東海地震対策を推進しています。現在、平成13年5月に公表した本県の第3次地震被害想定をふまえ、『減災』を基本的な考え方とし、3つの理念、9つのカテゴリーからなる施策体系「地震対策アクションプログラム2001」（下図）に基づき取り組んでいます。

このプログラムの中で、「東海地震対策大綱」のポイントとしても取り上げられている「住宅の耐震化対策の緊急実施」、「地域の災害対応力の強化」について、本県の取り組みを紹介します。

地震対策アクションプログラム2001



### 木造住宅の耐震化の推進：プロジェクト「TOUKAI-0」

「プロジェクトTOUKAI-0」とは、東海地震の「東海」と建物の「倒壊」を指しており、「東海地震による建物倒壊ゼロを目指し、県民のかけがえのない命を守る。」というメッセージが込められています。

このプロジェクトは、県内にある旧建築基準の木造住宅（約60万棟）について、居住者一人ひとりが簡易耐震診断を実施、専門家による耐震診断・相談の実施、耐震補強経費に対する公的補助の実施、簡便で低コストな耐震措置の技術コンクールの実施、を主な柱としています。

平成13年度途中からこれまでに、約4,000人の専門家（静岡県耐震診断補強相談士）を登録し、無料で約

2万棟余の住宅の耐震診断を実施したほか、平成14年度からは、木造住宅耐震対策助成制度（耐震補強一棟30万円の県の補助制度）の創設、技術コンクールにおける優秀なアイデアの実用化と普及に取り組んでいます。

### 地域防災力の強化

現在、本県における自主防災組織率はほぼ100%ですが、役員の高齢化などによる新たなリーダーの不足、組織間の活動状況の格差、訓練のマンネリ化などの課題を抱えているため、平成14年度から、自主防災組織への巡回個別指導や行政機関が発信する情報、啓発事業の広報推進を担う地域防災指導員を養成（平成14年度末までに343人）しています。

また、平成14年度までに、災害時のボランティアの活動拠点の設置・運営、受入調整などを行う災害ボランティアコーディネーターを819人養成したほか、ネットワークづくりなどを担う「同コーディネーター静岡県協議会」への支援、災害発生時のボランティア活動の初動経費を賄うための「災害ボランティア活動ファンド」の創設（平成15年3月現在50,066千円）などを行っています。

この他、従来から、「自主防災」新聞の全戸配布（年3回発行（1回130万部））、7月の津波対策推進旬間、11月の地震防災強化月間などにおける啓発・訓練の実施、12月第1日曜日の地域防災訓練の実施など、独自の取り組みを展開し、住民の意識啓発や自主防災組織の活性化を図っています。

### 今後の取り組み

「自らの命は自らが守る・自らの地域は皆で守る。」という防災の基本的な考え方に立って、こうした事業をより一層充実・強化し、県民、行政、防災関係機関、企業、ボランティアなどによる協働を通じて、地域防災力の向上を図っていきます。

また、広域災害に迅速・的確に対処するため、大綱に示されている「広域的な防災体制の確立」、「警戒宣言前からの防災対応」などについて、国の東海地震応急対策活動要領の策定などをふまえ、他の地震防災対策強化地域都県との連携を図りながら、具体的な検討を進めていくこととしています。



平成14年7月の中央防災会議で設置が決定された「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」は、同年9月25日の第1回調査会開催以来、5回にわたり検討を行い、このたび、報告をとりまとめました。今後、報告で示された施策の具体化に向け、各機関において取り組みを推進していきます。



伊藤座長より報告を手交される  
鴻池防災担当大臣

「防災に関する人材の育成・活用について 報告」(概要)

【防災に関する人材育成・活用の必要性】

迅速かつ的確な災害対策を行うことができるかどうかは人材の資質によるところが大きい。

そのため、国、地方公共団体の防災担当職員の人材育成・活用はもちろん、地域の防災リーダーやボランティア組織・NPOなどのリーダーの人材育成、学校における防災教育の充実等が必要。

【基本的視点】

1. 推進のための共通課題

防災に関する人材の育成のための手法の開発

防災関係機関、研究機関等が密接に連携を図りつつ、実践的・効果的かつ取り組みやすい研修や訓練の手法の開発・普及を推進することが必要。

防災に関する人材育成に係る情報の共有

防災関係機関それぞれが実施する研修や訓練について、その手法や講師等、人材育成に必要な情報の共有化を行うことが必要。

2. 人材の育成・活用と連動して推進すべき基本的な事項

災害対策に関する知識の蓄積・共有化

過去の災害における貴重な教訓事例を蓄積し、研究等を行うことにより、防災体制の充実に活用するとともに、研修や訓練等に反映させることが必要。

防災業務の標準化

災害発生時における広域緊急医療・緊急輸送等の防災業務の基本的な部分に関し、処理手順等の明確化・定型化による標準化を進め、研修、訓練等の実施を通じて普及・検証を行うことが必要。

3. 関係機関等の緊密な連携

【具体的施策】

1. 防災担当職員の人材育成・活用

標準的な研修プログラムの策定(P14参照)

国、地方公共団体の防災担当職員を対象とした標準

的な研修プログラムを本専門調査会において策定。  
標準的な研修プログラムに基づいたカリキュラムの編成及びテキストの作成・整備  
研修の実施等による人材育成策の充実  
地方公共団体の首長等幹部職員の研修の充実  
実践的訓練の普及・推進  
図上訓練等の実践的訓練について、手法の開発、パッケージ化や、訓練手法に関する研修の実施等により、普及・推進を図る。

防災力向上を目指した人事方策  
防災部局勤務経験者を他部局に配置し、組織全体としての防災力の強化を図るとともに、より深い知識を持つ者を養成する人事ローテーションの工夫。

国、都道府県、市町村、実動機関等を通じた人事交流や短期人材派遣を推進。

2. 地域の防災リーダーやボランティア組織等のリーダーの人材育成  
人材育成プログラム・教材の整備等による体系的な研修の実施

研修のねらいや目的を明確化することなどにより体系的な研修となるよう、行政と関係組織が連携してプログラム・教材の開発を進め、効果的な研修の実施を図る。

あわせて、eラーニングによる受講機会の拡充も図る。  
人材育成に向けての積極的取り組みと内容の工夫  
防犯等を含めた「地域の危険性」が自らの問題であるという意識を十分持てるようにするとともに、実技・実動訓練、災害図上訓練DIG等を取り入れるなど、参加者が興味を持ち、協力、参加を促すよう、研修等の内容を工夫。

優良事例の紹介  
行政、関係組織、ボランティア組織・NPO、企業等が連携して地域の防災について検討を行う場の提供  
人材育成を含め、地域における防災体制や活動等について検討・意思疎通を行う。

行政とボランティア・NPOのネットワークとの協働での取組みに向けた条件整備

**全国レベル、地域レベルにおいて、情報交換や検討を行う場を設ける。**

### 3. 学校教育

「総合的な学習の時間」等における防災に関する取組みへの支援、地域の特性を反映した教材等の作成  
**地方公共団体において講師のあっせんなどによる支援や、学校との連携による教材の開発等、積極的な関与を図る。**

地域住民や地域の各主体（消防機関、自主防災組織、町内会、ボランティア組織・NPOなど）と学校が連携した防災教育の推進

児童・生徒の自発性を重んじる防災教育の推進  
優良事例の紹介

### 4. 研究機関・高等教育機関

研究成果を実務に生かせるようにするための関係機関との連携

**研究開発の初期の段階から研究者と行政関係者とが密接な連携を図る。**

## 標準的な研修プログラム（項目）～防災担当職員用～

### 1 知識編

#### a. 「災害」の性質に関する知識

震災 / 風水害 / 火山災害 / その他の災害 / 過去の主要な災害に関する事実

#### b. 防災対策に関する制度の基本的知識

防災行政の歴史・経緯 / 防災対策の基本制度

#### c. 災害対応に関する基本的知識

1 災害対策本部運用に係る基本的知識  
職員非常参集 / 災害対策本部、災害対策本部会議の運営 / 情報収集、分

析、判断 / 災害時広報 / 災害対応マニュアル / その他重要な災害対応の運用に関する基本的知識

### 2 活動内容に関する知識

(1) 各防災機関の使命、ビジョン、行動概要等

政府 / 地方公共団体 / 実動機関等の防災機関 / 指定公共機関 / ボランティア、その他の民間の活動

(2) 対策別の活動要領

災害時医療関係 / 救助・救急、消火

活動 / 災害時輸送関係 / 避難関連の活動 / 二次被害の防止 / がれきの処理 / 自発的支援の受け入れ / 被災者、住民・国民からの問い合わせへの対応・相談窓口

### 2 対応能力編

#### 対応能力の向上

(1) ケースメソッド

(2) 図上訓練

(3) その他の手法

## 平成15年度における主な取り組み

平成15年度は、内閣府（防災担当）において国の防災担当職員を対象とした防災担当職員合同研修を実施することとしているほか、各機関においても取り組みを推進します。主な取り組みは以下のとおりです。

### 【内閣府(防災担当)】

国家公務員防災担当職員合同研修の実施

○集合研修（3日間）平成15年11月予定

○講座（数回程度）

政府の災害対策本部（現地対策本部を含む。）の事務局要員となる各省庁等の防災担当職員を対象として、災害対応に関する運用面での基本的知識の習得や災害対応能力の向上を図るための集合研修及び災害発生メカニズムや災害に応じた対策の留意点等に関する各回完結型の講座を行います。

### 【人と防災未来センター】

災害対策専門研修の充実

○トップマネジメントコース

○マネジメントコース（A）

○マネジメントコース（B）

地方公共団体等の防災担当職員を対象として、平成14年度から実施している災害対策専門研修について、より一層の内容の充実を図ります。

### 【総務省消防庁】

危機管理セミナーの実施（消防大学校）

○トップマネジメントコース

○上級マネジメントコース

○防災実務管理者コース

地方公共団体の首長、防災担当部長、担当者等の対象者ごとに、図上訓練等の災害時のイメージング能力向上等を内容とする上記コースをそれぞれ行います。

インターネットを活用した防災・危機管理教育の実施

地方公共団体の防災担当職員はもちろん、消防団員や地域の防災リーダーなど、それぞれ別の職業を持ちながら防災・危機管理のための活動を行う人たちを対象に、いつでもどこでもインターネットを使って防災や危機管理について学べるe-ラーニング教材を作成・提供します。





## 春日井市における防災に関する 人材の育成・活用

春日井市長 鵜飼 一郎

はじめに

自然災害や事故などから守られた安全で安心して暮らせるまちの実現は、すべての市民の願いです。そして、安全で安心して暮らせるまちをつくるのは人であり、まさに「まちづくりは人づくり」である訳です。

私は、そうした思いから、職員の育成・活用はもとより、市民と行政が一体となった活動をすすめるため、市民の育成にも力を入れてきました。そのひとつが平成5年6月に市内117団体の参加を得て設立した「春日井市安全なまちづくり協議会」が行っているボランティア育成のための市民大学「春日井安全アカデミー」です。この大学を卒業された市民が「自分たちのまちは自分たちで守る」ことを基本理念に、防災・防犯を中心としたさまざまなボランティア活動を行っています。

人材育成機関「春日井安全アカデミー」

市民大学「春日井安全アカデミー」は、平成7年に防災コースを開講することから始めました。現在、一般公募をしている基礎教養課程として防災・生活安全・子育ての3コース、基礎教養課程の卒業生を対象とした専門課程として防災・生活安全の2コースの計5コースを開講しています。各コースとも7講座を開講しており、防災・生活安全のコースはポニター（ボランティアとモニターからなる春日井発の造語）の育成を目的としています。このうち、防災コースの講義内容は、地震の基礎知識をはじめとして、地震に対する備えやまちづくり、ボランティアと行政との協働のあり方、さらには被災者の心のケアや子どもの安全といった多岐にわたった内容で、それぞれ第一線で活躍されている講師を招き、市民が主役となる防災への取り組みについて講義をいただいているところです。平成7年の開校以来、各講義において熱心に受講する市民の姿が見受けられ、平成14年までに延べ



春日井安全アカデミー

1,040人の市民がアカデミーを卒業されました。

地域の安全リーダー「ポニター」と「女性フォーラム」の活躍

平成10年に結成されたポニターは、現在140名の方が活躍しています。ポニターの皆さんは、アカデミーを卒業するだけでなく、協議会が行う養成講座も受講し、ここでは、災害図上訓練や救命救急講習、消火救出訓練など、さらに実務的な研修を受けています。こうしたことから、ポニターの皆さんは、定期的に連絡会議を開催しては自主的な活動を検討し、市主催の総合防災訓練での救出救護デモ訓練の実施、市内9か所に設置した防災拠点や地区の防災訓練での地域住民に対する災害図上訓練の指導など、さまざまな機会において「市民が市民を啓発する」活動を行っています。

また、ポニター同様にアカデミーを卒業した女性を中心となって設立した「女性フォーラム実行委員会」の皆さんは、防災・防犯・交通の3項目について、2年がかりで市内全小学校区の安全マップを地域住民や児童と共に作成しました。平成14年からは、小学校の総合学習の時間において、作成した安全マップによる危険箇所点検、紙芝居や非常持出袋のワークショップなどの「安全啓発授業」を行い、幼い頃から防災意識を育むとともに児童を通して家庭への啓発につなげています。



災害図上訓練

写真提供：春日井市

おわりに

当市におけるこうした取り組みは、先例のない事業として試行錯誤を繰り返して参りましたが、今回、中央防災会議の「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」の委員として参加する機会を得、各委員のご指導をいただく中で、私どもが行ってきたこうした取り組みは決して間違っていないかと痛感しているところであり、今後も、市民と行政が一体となって災害や犯罪に強い都市・春日井の実現に向けて邁進していきたいと考えております。



## 求められる人材像を実現するために

富士常葉大学環境防災学部教授 重川 希志依

求められる人材像とは

どのように精緻な防災計画をつくっても、またどんなに高度化した防災システムを導入したとしても、災害による被害を軽減するためには、それを使いこなす人の力が最も重要となります。中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」では、国や地方公共団体などの行政をはじめとして、企業やボランティア、地域コミュニティや一人ひとりの市民レベルにいたるまで、災害に立ち向かうための人づくりの手法が体系的に論じられその報告書が出されました。

その報告書の中で防災に携わる人に対して“求められる人材像”について以下のように述べられています。災害発生後時間経過とともに何が起こるかを具体的にイメージすることができるイメージング能力を持っていること。

情報が不足している時、あるいは情報が集中している時において状況を分析・判断し理解する能力を持っていること。

自らの災害に関する知識を有機的に結合し、状況に応じて最適な判断を行い迅速に行動する能力を持っていること。

この3つの能力は行政の防災担当者のみならず、先に述べたとおり企業やボランティア、そして市民にとっても等しく求められるわけですが、この3つの能力を兼ね備えることは大変難しいことでもあります。

戦後の日本の繁栄は、幸運にも自然災害の平穏期と重なっていたことがひとつの要因とされています。しかしその自然災害の平穏期が去り、東海地震や東南海・南海地震をはじめとする大規模な災害の発生が迫りつつある今、個人や組織がこの3つの能力を兼ね備え、災害を乗り越えていく力を持つことができなければ、21世紀後半の日本は、今の繁栄を維持することはできません。では、そのような能力を持った人づくりをするためには、具体的にどのような対策が有効なのでしょう。

災害エスノグラフィー

阪神・淡路大震災以降、私は何人かの研究者と共に“災害エスノグラフィー”調査を行ってきました。エ

スノグラフィーは民族誌と直訳されますが、これは特定の民族や集団の文化や社会を具体的かつ網羅的に記録したものです。自分たちの知り得なかった異文化を体系的に記録したものがエスノグラフィーです。

一方災害も、日頃体験することのできない未知の異文化と言えます。日本は災害多発国であると言われるますが、それでも自分の一生のうちに災害を経験する回数は多くても1～2回、むしろ一度も経験したことのない人の方が多いはずです。しかも災害は毎回違ったかたちで起きます。その現場に居合わせた人は、初めて体験する、思ってもみなかったような異文化に直面し、その度に現場で苦悩し、工夫し、新たな知恵を生み出しながら何とか災害を乗り越える努力を繰り返してきました。もちろんこのような過去の災害時における貴重な教訓は、マスコミによる報道や専門家によって作成された報告書・記録集などを通じて広く伝えられています。しかしそれをもってしても災害現場に居合わせた人たちが何を見、何を聞き、何を考えて、何を決めていったのか、その災害対応のプロセス全体を体系的に伝えることは困難です。

災害エスノグラフィーは、災害現場に居合わせた人たちが自身の言葉を聞き、その人たちにとってその災害がどう映ったのかということを系統的に整理し、災害文化を再構築します。災害に直面したすべての人は、一人ひとりが異なった体験を持っています。その個人の体験をもとにして、将来に向かって何が残すべき教訓なのか、他の災害にも普遍化できる知恵や事実は何であるかを明らかにしていくわけです。災害現場に居合わせなかった人々が、災害とはどういう文化なのか、被災地では何が起きるのか、それを追体験、共有化できるようにかたちに個々の体験を組み立てて翻訳していくことが、災害エスノグラフィー調査の目的です。

これまでに、阪神・淡路大震災やニューヨークWTCビルで発生したテロ事件に関する災害エスノグラフィーを作成してきました。災害は所詮他人事だという傍観者の視点を捨て、わが事として捉えてもらうことこそが、3つの能力を兼ね備えた人材育成の出発点だと考えています。





## 21世紀！ すべての学校で 「防災教育」を！

未来教育デザイナー、一級建築士 鈴木 敏恵

今までの防災訓練だけじゃだめ！

一刻も早く日本中の学校で防災教育を始めてほしい！非常ベルが鳴り「さあ机の下に！静かに素早く校庭へ！」と先生が指示するお決まりの防災訓練だけではだめ。必要なのは放送がなくても自分の目で状況をつかみ教師の指示がなくても状況判断し行動できる、「考える力」をつける防災教育です。大事なことは、自分の頭で考え判断し行動できる力なのです。これは、「21世紀を生きる力」そのものです！

スキルよりWill

その瞬間まず自分でなんとかする！その強い意志を子どもたちに宿したい。防災リテラシー、それは知識でもスキルでもなく、生きる！という前向きな意志（Will）。災害が起きたとき誰かが助けてくれるのを待つばかりでなく、まず自分で自分を助ける力、そして共に知恵や力を合わせ助けあう力と気概を身につけてほしい。ここに主体性や思考力、解決力がつく未来教育プロジェクト学習が活きるのです。

防災教育は、未来教育プロジェクト学習で！

未来教育プロジェクト学習とは、人間が本来もっているヤル気やイメージする力、直面する問題に立ち向かう使命感などを引き出すまったく新しい学習手法。その特徴は「何のために何をするのか」「どんな力が身につくのか」を子ども自身が知り、この学習をする意義や価値を彼らが見つめていることです。

学習のゴール=社会のニーズ

未来教育プロジェクト学習の最大の特徴は学習のゴール=社会のニーズということです。すでにその実践はスタートし大きな成果をあげています。高知の大津小学校では「大津を災害に強い町にしよう！」というテーマで子ども自身が『防災マニュアルをつくる!』をゴールとするものです。愛媛の小松小学校では『こうしたら助かる！地震対策の知恵集をつくる!』がゴールです。いずれも子どもたちや社会の未来にとっても活きるものです。このことで子どもたちのミッションに火がつきます！生きる力とは「考える力」です。21世紀、日本中の学校で 未来教育-防災プロジェクト学習 が広がりますように！

防災プロジェクト学習-1 高知市立大津小学校 子どもたちが自主的に企画した防災訓練



土石流3D体験シアター



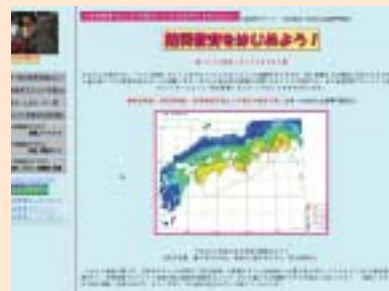
スモーク時の避難法を子どもに説明してもらった筆者



すばやく身近なもので担架をつくるスキルを身につけ披露する子どもたち



防災プロジェクト学習-2 愛媛県小松町立小松小学校



未来教育 / 防災プロジェクト学習ホームページ

<http://www.toshie-suzuki.net/bousai/index.htm>

平成15年5月29日、総理官邸において、中央防災会議が開催されました。

会議冒頭に小泉内閣総理大臣より、5月26日に発生した宮城県沖を震源とする地震について、情報集約の体制や方法について改善を図り、今後の教訓としてほしい旨発言がありました。

議事内容としては、東海地震対策に関する予防段階から復旧・復興段階に至るまでの総合的な対策方針である「東海地震対策大綱」を決定しました。また、国連防災世界会議の開催や新たな専門調査会の設置についても決定されました。その他、防災に関する人材の育成・活用専門調査会の検討結果や東南海、南海地震等の被害想定などが報告されました。

#### 国連防災世界会議の開催について

1987年、わが国のイニシアチブにより、国連は1990年代を「国際防災の10年」とすることを決定しました。その中間の年の1994年5月に横浜において世界会議を開催し、より安全な世界に向けての横浜戦略が採択されました。国際防災の10年が終わる1999年に国連では、国際防災戦略を国連として横割りの組織を設けて追究するという方針が決められ、2001年に横浜戦略をレビューしていく道筋が総会で議決されました。これを支える形で、防災分野における国際協力の拠点として、神戸にアジア防災センターを設立し、さまざまな取り



中央防災会議のもよう（5月29日）

組みを進めてきました。

今回の中央防災会議では、阪神・淡路大震災の発災、また横浜会議から10年にあたる2005年1月に国連防災世界会議を兵庫において開催して新しい戦略をつくり、それにわが国が貢献するという方針が決定されました。また、国連防災世界会議を本邦において開催するよう招請すること、およびその開催に関して、政府は関係機関との緊密な協力のもと、全省庁一体となって取り組むことが閣議で了解されました。

#### 新たな専門調査会の設置について

今回の中央防災会議では、3つの新たな専門調査会の設置について議決されました。

### 【中央防災会議における小泉内閣総理大臣冒頭挨拶（全文）】

5月26日に発生した宮城県沖を震源とする地震では、幸い死者は発生しませんでした。新官邸初の緊急参集となり、迅速な対応ができたと思いますが、情報集約の体制や方法について改善を図り、今後の教訓にさせていただきたいと思っております。

東海地震については本日、東海地震対策大綱を決定し、予防から発災時の対応、さらには復旧に至るまでの総合的な対策が定まることとなります。いつ発生してもおかしくない東海地震に備え、一層迅速かつ機動的な対応ができる仕組みをつくるよう、さらに検討をお願いいたします。

現在、国連は新しい国際防災戦略の策定を検討しています。阪神・淡路大震災から10年となる平成17年に、兵庫県において国連防災世界会議の開催を実現し、わが国が主導的な役割を果たす必要があると考えます。

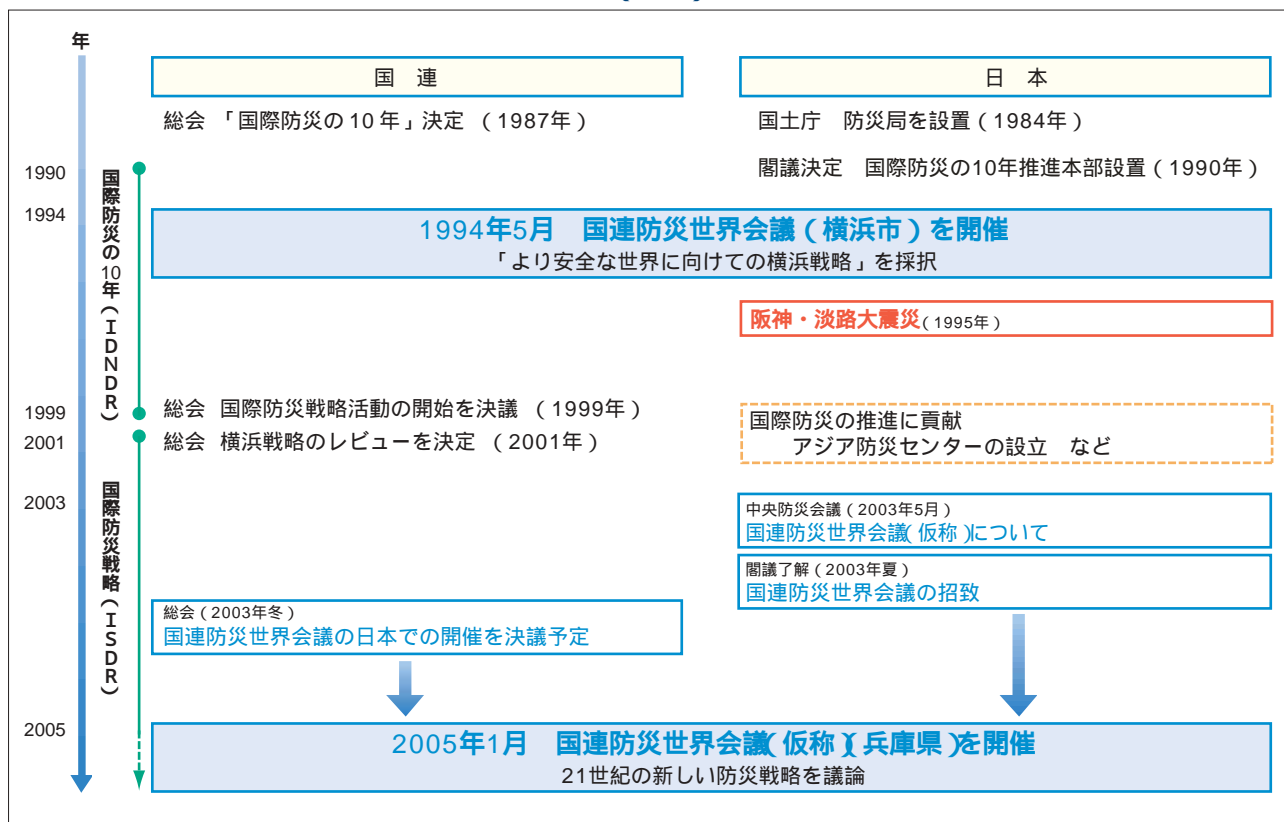
今年は、関東大震災から80年となります。日本の中枢機能が集中している首都の防災対策は、国全体として戦略的に対応する必要があります。首都直下地震に対応した防災体制の確立に向けて取り組んでいただきたいと思います。

防災部門でも市場のスピード、民間の活力の導入が必要であります。民間と市場の力を活かした防災施策を検討していただきたいと思います。

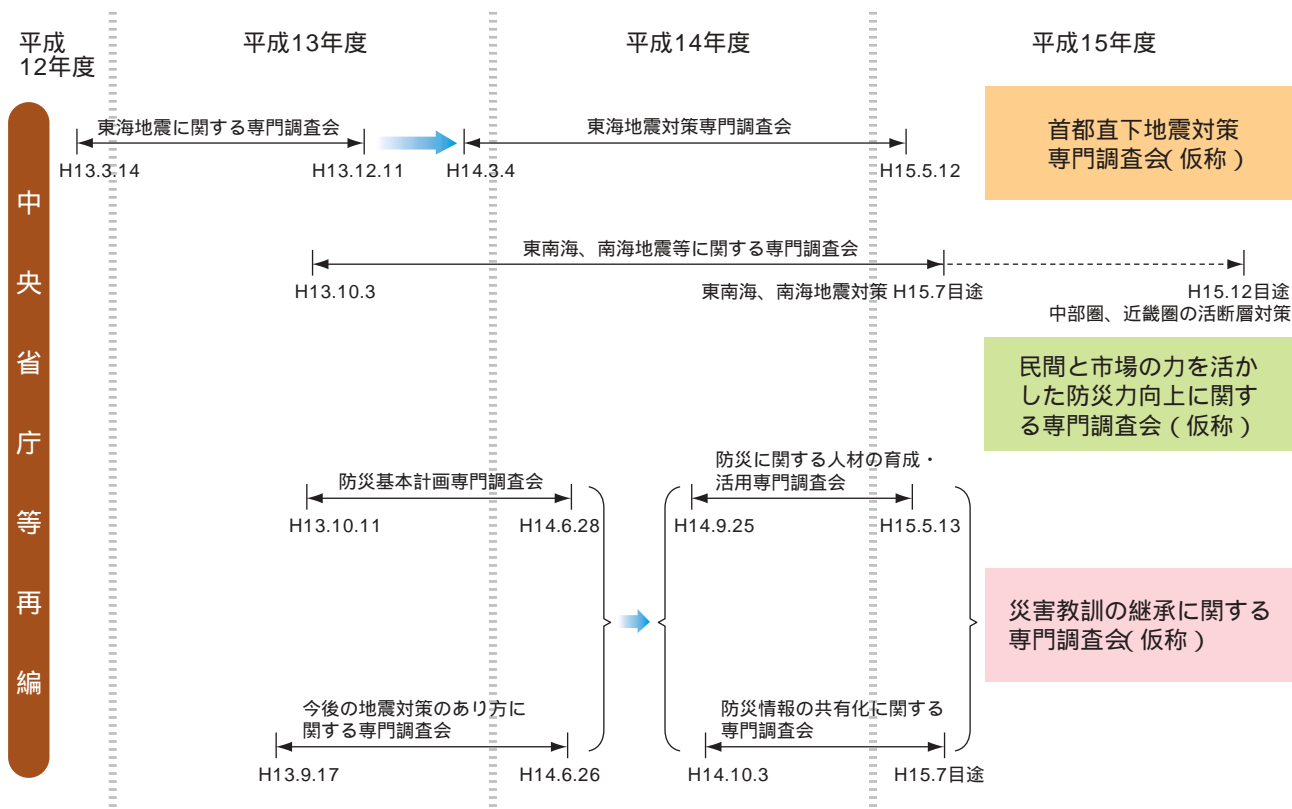
また、わが国は幾多の災害を乗り越えてまいりました。災害対策を講じる上で、こうした国民の経験と知恵を後世に継承していくことが必要であります。

災害の発生を避けることはできませんが、事前の対策により被害を軽減することは可能であります。備えあれば憂いなしとするためにも、本日は活発なご意見を期待いたします。

## 国連防災世界会議（仮称）に向けての流れ



## 主な専門調査会設置の流れ





新たに設置された3つの専門調査会は、以下のとおりです。

## 首都直下地震対策専門調査会

南関東で発生した地震を時系列で整理すると、関東大震災と同様の海溝型の巨大地震が200年～300年間隔で発生しています。関東大震災は80年前であり、そのさらに220年前に元禄地震が起きているため、次の関東大震災クラスの地震は22世紀ということも予想できます。しかし、海溝型の大地震が起きる前に、例えば関東大震災の前には、1853年に安政江戸地震という直下型の地震が起きています。また、東京の地震は明治時代にも起きており、このような海溝型地震の前ぶれともいべき地震が、次の海溝型大地震に近づくに従って発生してくる可能性があります。

南関東地域については、昭和63年に関東大震災クラスの地震を想定した被害想定を行い、応急対策活動要領を中央防災会議で決めました。また、直下型の地震については、平成4年に南関東地域直下の地震対策に

関する大綱を決定し、両者とも阪神・淡路大震災をふまえて平成10年および平成12年に見直されています。

このような状況の中、社会では少子高齢化、コミュニティの衰退、首都圏への国の中枢機能の集中など、情勢も変化しています。また、蓄積された観測データや科学的知見などをふまえ、切迫している首都直下の地震像を明らかにすることも必要です。

本専門調査会では、人的被害のほか経済的被害を受けた場合の影響を含めて被害想定を行い、これらをふまえて、直下地震を考慮した首都機能を確保する対策を検討していくこととしています。また、併せて、首都地域の防災体制を総点検して基幹的防災拠点を的確に活用し、実践的な危機管理体制を構築することとしています。

## 民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会

内閣府では、平成14年末から「企業と防災に関する検討会議」において、平常時の企業防災マネジメント、市場原理を活用した防災力向上対策、地域防災に関する企業と地域との連携などについて議論を行ってきました。

本専門調査会では、検討会議における議論をふまえ、具体的な施策を検討することとしています。検討事項の1つ目は、都市部のまちづくりに大きな役割を果たす企業などが連携し、日常的なまちづくり活動への参画により、地域防災力の向上を図るような施策の検討です。例えば、地区ごとに身の回りの安全を総点検して、何をすべきかということを考え、決めていくとい

うようなことが考えられます。2つ目は、市場の力を活かして防災力の向上を図る施策の検討です。ポイントは2つあり、1つは日常的な商品やサービスの防災性能評価の仕組みをつくることで、消費者が防災性能に着目して商品やサービスを選択できるようになることが考えられます。もう1つは、企業の防災への取り組みを社会的に評価する仕組みをつくることです。企業が防災投資をした場合、対策を講じない場合の損失に比べてより少ない損失で済むというような企業のリスクマネジメントを明示し、これに対して社会的評価を与えることで、防災力が高められるということが考えられます。

## 災害教訓の継承に関する専門調査会

わが国は自然災害が発生しやすい国土であり、歴史的にも幾多の災害に見舞われながらも、これを乗り越えてきました。しかし、自然災害、特に大規模災害は人間のライフサイクルよりもはるかに長いサイクルで発生するため、仮に大規模災害が起きた場合、ほとんどの国民にとってそれは初めての経験となります。そのため、歴史上で国民が経験した災害、またこれを克服した知恵をきちんと継承して、それを共有すべく努力することが災害対策を進める上で極めて重要と言えます。

本専門調査会では、災害を地震、噴火、津波、水害といった各種類別にまとめ、各災害ケースごとに被災の状況、政府の対応、国民生活への影響、特別な貢献をした人物、あるいはその働きを調査していきます。特に地震、噴火などについては、海外の事例も視野に入れて計画的、体系的にまとめる予定です。これらはおおむね10年程度にわたって、毎年10件程度の整理を行い、分かりやすいテキストを整備し、義務教育から生涯学習まであらゆる機会に、災害教訓の継承に役立てていくこととしています。



# アルジェリア地震

## 被害の状況

5月21日午後7時44分頃（日本時間22日午前3時44分頃）アルジェリアの首都アルジェ東方約60kmの地点を震源とするマグニチュード6.7の地震が発生しました。5月末の現地報道によると、死者2,200人以上、負傷者1万人以上で、家屋の倒壊などにより家を失った人は推定20万人に達し、甚大な人的・物的被害が発生しました。

## 緊急援助を実施

地震発生後、政府は、被災者の捜索・救助を目的に、5月22日から約1週間にわたり緊急援助隊救助チームを派遣し、生存者1人を救出しました。また、25日からは、緊急援助隊医療チームが2週間にわたり派遣され、負傷者などに対して医療活動を行いました。

国際緊急援助隊を派遣するのに加え、10万ドルの見舞金を拠出することを、5月27日に決定しました。



救助チームによる倒壊現場での捜索

## 専門家チーム（耐震診断など）を派遣

アルジェリア政府より、建造物の被害状況などの調査を行うため、わが国の建築専門家派遣についての正式要請があったことから、6月12日から約1週間、緊急援助隊専門家チームが派遣され、建造物の耐震診断などに係る調査および助言、技術指導を実施しました。



救助チームと現地対策本部との打ち合わせ



被災者キャンプ地のようす



医療チームのテント前に並ぶ患者

写真提供：国際協力事業団

## 5月の海外緊急援助(自然災害関連)

対象国	災害	災害期間	供与決定日	供与内容
ケニア共和国	洪水	4月下旬 ～	5月13日  5月16日	約1,329万円相当の緊急援助物資（毛布、プラスチックシート、ポリタンク、簡易水槽） 10万ドルの緊急無償資金協力
マダガスカル共和国	熱帯性 暴風雨	5月9日	5月19日	約1,620万円の緊急援助物資（テント、毛布、浄水器、ポリタンク、簡易水槽）
スリランカ民主社会主義共和国	洪水	5月17日 ～	5月21日  5月23日	約1,980万円の緊急援助物資（テント、プラスチックシート、ポリタンク、発電機など） 10万ドルの緊急無償資金協力

海外の災害については、こちらをご覧ください。

### 外務省ホームページ

<http://www.mofa.go.jp/mofaj/>

### 国際協力事業団ホームページ

<http://www.jica.go.jp/>

### アジア防災センターホームページ

<http://www.adrc.or.jp/>

### 国連災害情報事務所ホームページ

<http://www.reliefweb.int/>



## 東南海・南海地震に係る被害想定結果について

中央防災会議「東南海、南海地震等に関する専門調査会」(座長：土岐憲三立命館大学教授)では、東南海・南海地震対策の検討の基礎とするため、東南海・南海地震に係る被害想定について検討を行い、その結果を4月17日にとりまとめました。

今回の被害想定によると、先にとりまとめられた東海地震を上回る大きな被害が東海から九州にかけて広域に発生することが想定され、今世紀前半にも発生が懸念される東南海・南海地震に備えて、広域防災体制の確立や住民への地震防災意識の啓発など、ハード・ソフト両面からの対策を計画的に講じる必要があります。

### 被害想定的前提

#### (1) 想定的前提となる地震の揺れおよび津波の高さ

地震の揺れについては、過去の東南海・南海地震についての研究成果などをもとにした震源モデルから、過去に発生した東南海・南海地震の震度分布や被害分布などの整合性を確認することにより、想定震度分布を検討しました。ここで想定されている東南海・南海地震の規模はマグニチュード8.6です。

また、津波の高さについても同様にして、津波波源モデルから推計し、過去に観測された津波高さとの整合性を確認しました。

#### (2) 想定ケースについて

##### 地震発生時刻(3ケース)

- 多くの人が就寝中で建物被害の影響が最も大きいと考えられる冬の朝5時(阪神・淡路大震災と同様のケース)
- 職場など多くの人が自宅から離れている秋の昼12時(関東大震災と同様のケース)
- 火災の影響が最も大きいと考えられる冬の夕方18時

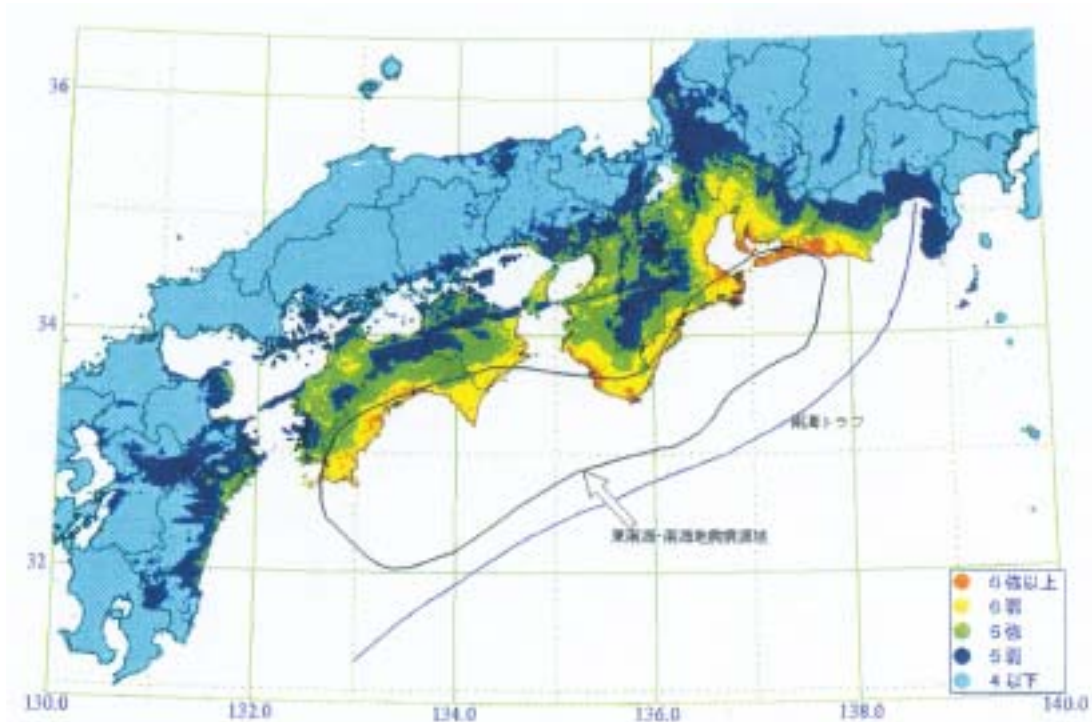
##### 津波被害の想定

- 住民の避難意識が高い場合
- 住民の避難意識が低い場合
- 地震動により水門の機能低下などが発生した場合

##### 火災の想定(2ケース)

- 風速3m(阪神・淡路大震災時と同程度)
- 風速15m(関東大震災時と同程度)

図1 東南海・南海地震の震源域と震度分布







(3) 本被害想定性格について

東南海・南海地震に係る被害想定については、これまで関係県などで実施されてきましたが、今回の被害想定は、過去の地震の震度分布との整合性などを図りながら過去の研究成果などに基づいて同専門調査会で再構築された震源モデルに基づき、主として広域な防災対策を検討するためにマクロの被害の把握を行ったものであり、

想定単位としても、1kmメッシュ単位での分析を行うなどマクロな被害の把握に適した手法を採用しています。

各地方公共団体の防災対策を検討する際には、今回の被害想定の基本となる考え方や前提条件などを参考に、さらに詳細な被害想定を実施し、それをふまえて詳細な防災対策の検討を進める必要があります。

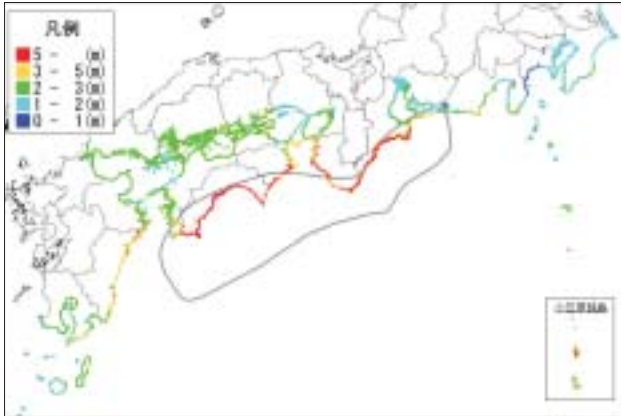


図2 津波の最大波高分布（満潮位時）

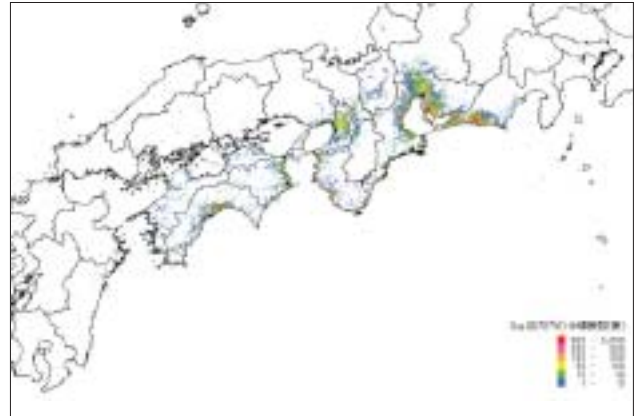


図3 東南海・南海地震による建物被害の分布  
（揺れ、液状化、津波、火災、急傾斜地崩壊）

建物被害および人的被害の結果

建物被害の概要（全壊棟数）

項目	5時	12時	18時
揺れによる被害	(木造)約140,000棟、(非木造)約25,000棟 計 約170,000棟		
液状化による被害	(木造)約70,000棟、(非木造)約18,000棟 計 約88,000棟		
津波による被害	約39,000棟 (地震動による水門の閉鎖不能などの場合 約55,000棟)		
急傾斜地崩壊による被害	約21,000棟		
火災による被害	風速 3m	約13,000棟	約110,000棟
	風速 15m	約39,000棟	約300,000棟
合計	約330,000棟 ~約350,000棟(1)	約330,000棟 ~約350,000棟(1)	約430,000棟 ~約620,000棟(1)

(1) 地震動による水門の閉鎖不能などを考慮した場合は、さらに約16,000棟増加

人的被害の概要

項目	5時	12時	18時	
揺れによる被害(死者)	約6,500人	約2,900人	約3,900人	
津波による被害	避難意識が高い場合 (未避難率28.9%)	約3,300人 (地震動による水門の閉鎖不能などの場合) 約4,600人	約2,200人 約3,200人	
	避難意識が低い場合 (未避難率80%)	約8,600人 (地震動による水門の閉鎖不能などの場合) 約11,700人	約4,100人 約5,500人	
	海水浴客などの被害	・海水浴シーズンにおいては、滞留している海水浴客から多数の死傷者が発生する可能性がある。 ・津波到達までに若干の余裕がある地域では、水産業関係者等が漁船などの確認のため海岸部に集まることにより、死傷者が逆に拡大する可能性がある。		
	急傾斜地崩壊による被害	約1,900人	約1,000人	約1,300人
火災による被害	風速 3m	約100人	約60人	
	風速 15m	約400人	約200人	
地すべり・大規模崩壊	地すべり、大規模崩壊の発生場所によっては、1か所でも多数の死傷者が生じる場合がある。			
人的被害合計	死者	約12,000人~約17,000人	約6,100人~約8,000人	約8,300人~約12,000人
	水門の閉鎖不能の場合	約13,000人~約21,000人	約7,000人~約9,600人	約9,200人~約14,000人
	重傷者	約21,000人	約17,000人	約18,000人
	要救助者	約39,000人	約22,000人	約26,200人



ライフライン被害、交通・輸送施設被害、生活支障の概要

ライフラインの被害	水道被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道供給施設や配管の損傷などにより長期間供給支障が生じる。</li> <li>断水人口 (直後)約1,400万人、(1日後)約910万人、(2日後)約890万人、(1週間後)約690万人</li> </ul>
	下水道被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>下水道処理施設や下水道管の損傷などにより長期間機能支障が生じる。</li> <li>被害延長 約540km、支障人口 約27万人</li> </ul>
	電力施設被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱や地中線の損傷などにより電力供給が停止する。</li> <li>直接施設被害を受けない地域においても、発電機能の低下にともない影響が広域化する場合もある。</li> <li>停電人口(直後)約1,000万人</li> </ul>
	都市ガス被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>都市ガス供給施設や配管の損傷などが発生。長期間供給支障が生じる。</li> <li>各所でガス漏れが生じ、通電、電動工具、その他火気利用にともなう爆発などの二次災害の危険性がある。</li> <li>支障人口(1週間後)約310万人</li> </ul>
	電話・通信被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>電柱や地中線の損傷などにより通信機能が停止する。</li> <li>直接施設被害を受けない地域においても、発電機能の低下や輻輳にともない影響が広域化する場合もある。</li> <li>支障人口(直後)約74万人</li> </ul>
交通・輸送施設被害	道路・鉄道	<ul style="list-style-type: none"> <li>運行中列車の脱線、自動車の衝突などが発生する場合がある。</li> <li>地殻変動が発生した場合、橋梁が寸断される可能性がある。</li> <li>被害に加え、応急対策や復旧作業などのために渋滞が発生することが考えられる。</li> <li>被災の程度や災害応急対策の状況によっては、東西幹線交通である東海道新幹線や東名高速道路が一定期間利用困難となる場合もある。</li> </ul>
	港湾	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波による浸水が想定される東海から四国にかけての太平洋沿岸域を中心に、耐震岸壁を除く岸壁、エプロン部分、上屋、クレーンなどが破損する可能性がある。</li> <li>アクセスルートの寸断により輸送機能が低下する恐れがある。</li> <li>被災後長時間にわたり繰り返し津波が到達し、港湾機能が停止。津波到達後も木材や流失物の散乱により数日間港湾利用が不可能となる恐れがある。</li> </ul>
	空港・ヘリポート	<ul style="list-style-type: none"> <li>アクセスルートの寸断による機能低下の恐れがある。</li> </ul>
生活支障	避難生活	<ul style="list-style-type: none"> <li>家屋に被害を被る対象者数：約190万人</li> <li>避難所への避難者数(断水世帯からの避難を含む)： (1日後)約380万人、(1週間後)約440万人、(1か月後)約110万人</li> <li>仮設トイレ：初日に約31,000基(約11,000m<sup>3</sup>)不足</li> </ul>
	物資の不足	<ul style="list-style-type: none"> <li>米：1日目は備蓄などにより賄えるが、2日目より約74万kgの不足発生、7日目には約230万kg不足</li> <li>その他食糧：1日目は備蓄などにより賄えるが、2日目より約420万食の不足発生、7日目には約1,300万食不足</li> <li>飲料水：1日目は備蓄などにより賄えるが、2日目より約6,800 klの不足発生、7日目には約13,000 kl不足</li> <li>毛布：最大約51万枚不足</li> <li>肌着：最大約76万着不足</li> </ul>
	医療機能支障	<ul style="list-style-type: none"> <li>対応困難重傷者数：最大で約36,000人</li> <li>医療救護班派遣需要：最大で約 1,900班</li> </ul>
	がれき発生	<ul style="list-style-type: none"> <li>がれき発生量：約6,800万トン(約8,800万m<sup>3</sup>)</li> </ul>
	保健衛生、防疫、遺体処理など	<ul style="list-style-type: none"> <li>大量の避難者の発生と避難生活の長期化、仮設トイレの不足、健康管理のための医師数の不足、テントなどによる野外生活者の発生など、衛生環境が悪化する。</li> <li>大量の死体処理需要が発生する可能性がある。</li> </ul>

その他被害の概要

その他の被害	ブロック塀・石塀の倒壊	<ul style="list-style-type: none"> <li>滞留者の多い都市部を中心にブロック塀や自動販売機の転倒により被害を受ける場合がある。</li> </ul>
	屋外落下物	<ul style="list-style-type: none"> <li>昼間時発災の場合、高層ビルが集積する大都市部などで落下物による被害が発生する。</li> </ul>
	危険物施設被害(石油コンビナートなど)	<ul style="list-style-type: none"> <li>長周期地震動の影響で、石油タンクのスロッシングによる被災が生じる場合もある。</li> <li>重油タンクや配管などから油漏れ・流出が生じた場合、火災などの二次的な被害が生じる可能性がある。</li> <li>屋外貯蔵タンクなどの爆発、火災が生じた場合、隣接市街地への被害拡大の可能性はある。</li> </ul>
	文化財の被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>強い揺れにより、建造物の屋根、壁などが損傷したり、建造物が倒壊する可能性がある。</li> <li>建物が壊れなくても、彫刻、絵画などの美術工芸品が落下、転倒し、損傷、倒壊する。</li> <li>密集市街地の場合、隣接建物からのもらい火などにより建造物や美術工芸品などが焼失する危険性がある。</li> </ul>
	高層ビル	<ul style="list-style-type: none"> <li>高層ビルが想定以上に大きく揺れ、エレベータの機能損傷、停電、断水といった設備系の被災による機能停止・低下が生じる。</li> <li>建物が大きく揺れることによる恐怖感などの心理的影響が想定され、これにともない避難時における混乱が起こる場合も考えられる。</li> </ul>
津波による漁船・船舶、水産関連施設被害	<ul style="list-style-type: none"> <li>津波来襲時の引き波により水深の浅いバースに係留中の大型船舶が座礁する危険性がある。</li> <li>津波到達までに若干の余裕がある地域では、水産関係者等が漁船などの確認のため海岸部に集まることにより、死傷者が逆に拡大する可能性がある。</li> <li>流木・漂流船舶などの衝突が多発し、船舶被害が拡大する危険性がある。</li> <li>津波により水産養殖施設、漁具、漁網などが流出し、湾口閉鎖、航路障害などの機能被害をもたらした場合、港湾・漁港機能が麻痺し、経済的な波及被害が拡大する危険性がある。</li> <li>廃船などの大型漂流物が人家や貯蔵タンクなどに衝突し、二次的な被害をもたらす恐れがある。</li> </ul>	



### 被害想定の結果

今回の被害想定では、東海地震対策専門調査会で検討された被害想定手法に基づいて、地震による建物被害、人的被害に加え、ライフライン被害や避難生活の状況についても検討を行いました。また、発災による経済被害についても検討を行いました。

#### 地震の揺れによる被害想定について

東南海・南海地震では東海から四国にかけての太平洋沿岸を中心に強い揺れに襲われるおそれがあることから、揺れや液状化による建物被害、人的被害について検討を行いました。また、地震による二次災害として、火災による被害について、関東大震災時などの風の強弱を考慮した被害想定を行いました。特に火を使う場面が多い冬の夕方18時の場合、強風の条件下では火災による被害が激増することがわかりました。

#### 津波による被害想定について

特に津波による影響が懸念される東南海・南海地震について、東海地震で試みられた手法を用いて、津波による被害想定を行いました。この被害想定では、地震の揺れによる水門の閉鎖不能などが発生した場合についても計算するとともに、地震発生時に津波に対して適切な避難行動をとる住民の割合に高低がある場合についても検討を行いました。この結果、水門の閉鎖不能などの場合や津波に対して適切な避難行動をとった住民の割合が低い場合には、被害が大きくなることわかりました。

このことから、堤防や水門など津波防御施設について耐震点検・整備を進めることや、地震発生時の住民に対する迅速な情報提供、住民に津波に関する正しい知識を普及し津波発生時には迅速な避難行動がとれるようにすることで、地震発生時の津波による被害を大幅に減らすことができることから、今後とも津波被害軽減のための対策の推進を図るべきであると考えられます。

#### 防災対策の効果について

今回の被害想定をもとに、各種防災対策の効果を評価することができます。たとえばすべての木造住宅に耐震強化を施した場合（昭和56年以降の新耐震基準並みに耐震化した場合）、揺れによる死者は現状の約6,500人から約1,300人に大幅に減少することから、住宅の耐震化を推進することで被害を大幅に軽減することが期待されます。この他にも、水門や堤防などの整備による津波対策の効果や急傾斜地崩壊防止対策の効果も評価しました。今後、他の防災対策の効果や住民の備えによる効果などを定量的に評価し、防災対策の方向の参考とすることにしています。

#### その他

その他に定量化の困難な被害想定項目については定性的な検討を行っています。

### 経済的被害の結果

(1) 直接被害（住宅・家財被害、企業施設、在庫被害、ライフライン施設被害）約30兆～約42兆円

同じ手法で推計された東海地震の場合（予知なしの場合約26兆円）と比べて大きく上回っています。

(2) 間接被害（生産停止による被害、東西間幹線交通被害、波及額）約10兆～約14兆円

生産停止被害は、影響が大きい企業（製造業、小売業、サービス業など）と影響が小さい企業（農業、鉱業、不動産業など）に分類し、生産額の低下を算出しました。また、東西間幹線交通の影響は、被害の発生や緊急輸送の活動により最大半年間影響が続くとし、中央道への迂回による損失額と観光などの取り止めの影響を算出しました。

#### 経済的被害

直接被害 (個人住宅の被害、企業施設の被害、 ライフライン被害等)	約30兆～約42兆円
間接被害	約10兆～約14兆円
生産停止による被害	約4兆～約5兆円
東西間幹線交通寸断による被害	約0.3兆～約1兆円
地域外などへの波及	約6兆～約8兆円
合計	約40兆～約56兆円

### 今後の予定

専門調査会では、今回の被害想定結果をふまえて東南海・南海地震防災対策について検討し、今秋を目途に検討結果を中央防災会議に報告する予定です。また「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」が7月25日に施行されたことを受けて、東南海・南海地震で甚大な被害が予想される地域を法律に基づいて推進地域として指定する際に、推進地域指定の考え方についても検討する予定です。

中央防災会議では、専門調査会での検討結果をもとに、東南海・南海地震対策大綱（仮称）を決定し、国、地方公共団体ではそれを受けて各種防災計画に反映したり、観測体制の整備や必要な防災施設の整備を図るなど、防災対策を推進する予定です。





# 京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想

有識者、関係省庁および関係府県市を構成員として平成13年度に設置された「京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会」(委員長：吉川和広 京都大学名誉教授)における検討結果がまとめ、このほど「京阪神都市圏広域防災拠点整備基本構想」として発表されました。

## 経緯

京阪神都市圏においては、阪神・淡路大震災以降、単独府県では対応できない大規模災害に対して、府県境を越えた広域的な災害対策活動を行うための広域防災拠点などの必要性が強く認識され、都市再生プロジェクト第一次決定(平成13年6月)において、東京湾臨海部に基幹的広域防災拠点を整備するとともに、京阪神都市圏において基幹的広域防災拠点の必要性や広域防災拠点の適正配置に関する検討を行うことが決定されました。

これを受け、「京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会」による精力的な検討が行われてきました。

京阪神都市圏における広域防災拠点・基幹的広域防災拠点の配置ゾーン



- 広域防災拠点 (府県内の災害対策活動を行う)
- 基幹的広域防災拠点 (広域的な災害対策活動の中核)

## 基本構想の主な内容

### (1) 京阪神都市圏における基幹的広域防災拠点などの必要性

わが国第2の大都市圏であり、府県境を越えて稠密な市街地が連たんしている京阪神都市圏においては、大規模災害に対して、府県境を越えた広域的な災害対策活動を行うための「広域防災拠点」(救援物資の広域輸送、備蓄、広域支援部隊のベースキャンプ、災害時医療支援など、主として人やモノの広域的な流れを扱う)などが必要であり、さらに国の現地対策本部、被災府県市の責任者などからなる合同現地対策本部として機能するとともに必要な広域防災拠点の機能をあわせ持つ「基幹的広域防災拠点」の整備が不可欠です。

### (2) 広域防災拠点・基幹的広域防災拠点の配置

#### < 広域防災拠点 >

稠密な市街地が連たんするエリアの周縁部に配置するなど、4つの考え方にに基づき配置すべき。

#### < 基幹的広域防災拠点 >

広域防災拠点の配置の考え方に加え、本部員の参集が迅速に行えること、多方面への的確な対応が可能なることを考慮し、3つの配置ゾーン内のいずれかの地点に設けるべき。

### (3) 広域防災ネットワークの形成

府県境を越えた防災体制の充実、都市構造の特性をふまえた広域防災ネットワークの形成については、広域防災拠点などの整備に加え、それを支える広域交通ネットワークの形成および広域的・安定的な水道水供給体制の確保が必要です。

基本構想については、内閣府防災部門のホームページにてご覧いただけます。

<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h15/030620keihan.html>



## 名古屋圏における広域防災ネットワーク整備・連携方策の本格的検討を開始

名古屋圏における広域防災ネットワークの整備・連携方策について、有識者などによる「名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会」(委員長：松尾稔 名古屋大学総長)を設置し、本格的な検討を開始しました。

### 経緯・検討状況

稠密な市街地が連たんしている名古屋圏においては、東海地震や東南海・南海地震、活断層による地震など広域あるいは甚大な災害が発生した際には、県境を越えた広域的な災害対策活動を展開する必要があります。

このため、広域的な災害対策活動の展開や広域輸送体制の現状をふまえた、中核的な広域防災拠点の必要性および広域防災拠点の適正配置などを含む広域防災ネットワークの整備に向けた検討を行うため、内閣府(防災担当)と国土交通省中部地方整備局を事務局として、有識者、関係省庁、関係県市やNPO、ライフライン関係企業を構成員とする検討委員会を設置したものであり、5月23日(金)に第1回、6月25日(水)

に第2回委員会が開催されました。

第1回委員会では本検討の実施方針などについて了承されました。また、第2回委員会では都市構造や防災体制の現状と防災上の課題、広域的な災害対策活動の内容と必要となる広域防災拠点などの機能などについて議論されました。

### 今後の進め方など

今後、広域的な災害対策活動を支える広域交通ネットワークのあり方や中核的な広域防災拠点の必要性、広域防災拠点の適正配置に関する考え方を整理し、平成15年度末を目途に、総合交通基盤ネットワーク整備も含めた、名古屋圏広域防災ネットワーク整備構想(仮称)を策定することとしています。

## 災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会発足

文化遺産は人類の精神活動の証、先人の精神活動を知る縁であり、これらの文化遺産を保護し、わが国の歴史と伝統を後世に伝えていくことは、現在を生きる我々の責務です。

ひとたび大規模な災害が発生すれば、多数の文化遺産が火災などにより失われる恐れが大きく、一度失われた文化遺産は二度と戻ってはきません。新たな地震災害の発生が懸念されている現在、私たちの貴重な財産と言える文化遺産を焼失などから救うための対策を講じることは、緊急の課題となっています。また、文化遺産の多くはまち中に存在しており、災害時の文化遺産保護は、地域のまちづくり、地域住民の活動などとともに考えていかなければなりません。

そのため、内閣府、消防庁、文化庁および国土交通省は、「災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会」(委員長：土岐憲三立命館大学教授)を設置し、平成15年度末を目途に、文化遺産のための防災まちづくりに関する基本的考え方などをとりまとめることとしました。

第1回委員会は、平成15年6月27日に行われ、災害から文化遺産と地域をまもるための検討の必要性、検

討の進め方およびケーススタディのモデル地域の選定について議論しました。

### 災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会 委員

委員長	土岐 憲三	立命館大学教授
委員	秋山 喜久	関西経済連合会会長・関西電力株式会社取締役会長
	内田 俊秀	京都造形芸術大学教授
	奥村 弘	歴史史料ネットワーク代表幹事・神戸大学助教授
	河内 隆	京都市副市長
	小出 治	東京大学教授
	小林 隆彰	比叡山延暦寺学問所所長
	斎藤 誠治	消防科学総合センター常務理事
	坂本 功	東京大学教授
	杉本 苑子	歴史作家
	中村 正彦	東京都危機管理監
	福岡 捷二	広島大学教授
	益田 兼房	東京芸術大学教授
	室崎 益輝	神戸大学教授
	森 清範	清水寺貫主
	森まゆみ	作家・地域誌編集者
	山脇 晴子	日本経済新聞社文化事業部長

(委員：50音順)

## 地震防災体制の現状に関する全国調査（最終報告）

平成13年1月の中央防災会議において、内閣総理大臣より地震防災対策の総点検を行うよう指示されたのを受け、平成14年3月末現在における地震防災体制の状況を把握する調査を実施しました。

本調査は、すべての地方公共団体、指定行政機関および指定公共機関を対象として、地震防災体制全般に係る総点検を全国で初めて実施したものです。

防災関係機関における地震防災体制の状況や課題については、これまでに体系的に把握されていない状況であったため、全防災機関を対象として、防災計画などに基づく対策の内容、マニュアル策定や訓練の実施など対策の状況、対策実施上の課題などを把握する全国で初めての総点検を実施しました。

本調査結果については、昨年7月の中央防災会議で途中集計段階のものを中間報告として提出しましたが、今回、すべての防災関係機関の状況をとりまとめ、精査を行いました。

調査の結果、主に以下のような傾向がみられました。

防災体制の整備について、各種防災計画への位置付けは進んでいるが、マニュアルの整備、訓練の実施など具体的行動の実効性を高めるための対策が遅れている（図1）

広域防災体制については、相互応援協定の締結などについては整備が進展している一方、広域的な避難施設の相互利用方法の策定、合同訓練の実施等は進展していないなど、相互応援を的確に実施するための方策については整備途上にある（図2）

企業、ボランティアなどと行政の間の協力・連携体制の整備が遅れている。

図1 防災計画・活動マニュアルの整備率、訓練の実施率（指定行政機関、指定公共機関、地方公共団体の合計）

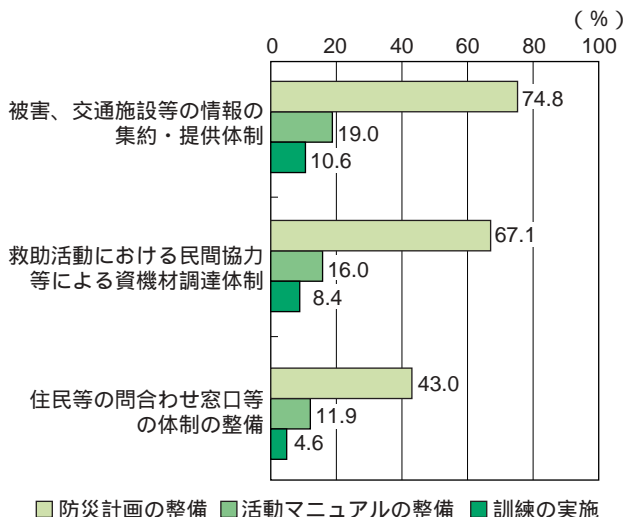


図2 広域的な相互応援の実施率（地方公共団体）

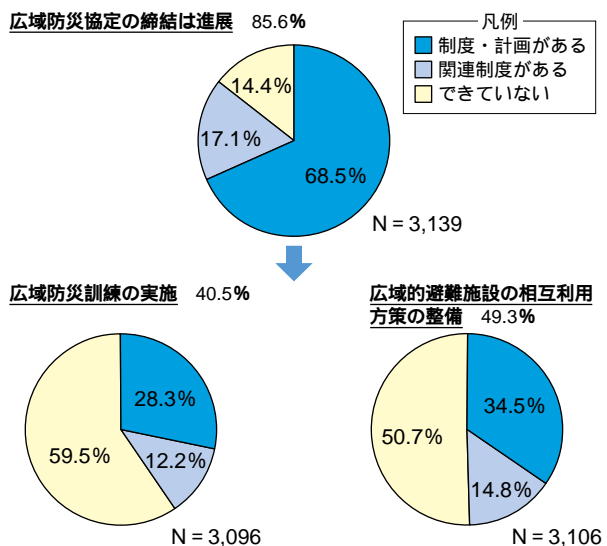
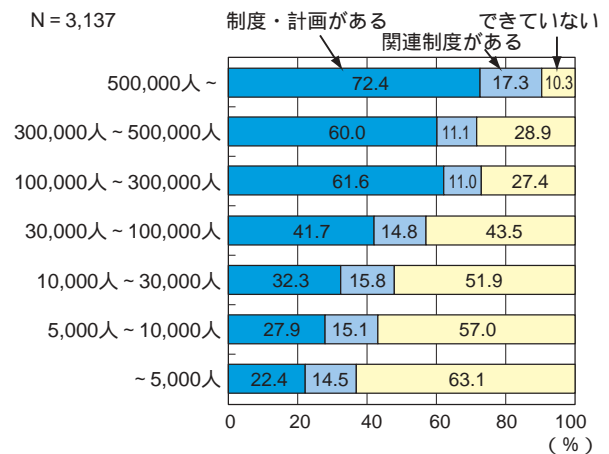


図3 都市規模別防災マップの整備率（地方公共団体）



防災機関間の情報伝達体制の整備は進んでいるが、住民との間の防災情報の収集・提供体制の整備は遅れている。

市町村の規模が小さくなるほど、整備率が低くなる（図3）

今回の調査結果については、今後、防災関係機関における地震防災体制の充実強化のための基礎資料として活用されることとなります。

<http://www.bousai.go.jp/oshirase/h15/030528tyousa.html>





## 機能強化された内閣府・災害対策本部会議室

内閣府では、非常災害時に迅速な災害応急対策を図るために、中央合同庁舎第5号館の3階に災害対策本部会議室（防災A会議室）を整備しています。

災害対策基本法では、国が、災害の規模その他の状況により特に必要があると認めるときは、非常災害対策本部を設置して、各防災関係機関が推進する災害応急対策の総合調整を行うこととなっています。この非常災害対策本部は、原則として、この災害対策本部会議室を使用することになります。



機能強化された災害対策本部会議室で開催された関係省庁会議

内閣府が整備している災害対策本部会議室は、国の防災無線である中央防災無線網により防災関係機関と結ばれており、防災情報や災害画像の収集・共有が図られています。

平成15年3月、内閣府は、災害対策本部会議室の映像表示設備を一新し、機能強化を図りました。

災害情報や各種防災情報システムのデータを多画面表示し、迅速・的確な意思決定をサポートするためにハイビジョン映像にも対応する50インチDLPスクリーンが16面配備されています。

また、3台のカメラが瞬時に発言者を捉え、プロジェクターに表示するなど、クリアな映像と音声で臨場感あるテレビ会議や議事録画が可能となりました。収集した災害映像は、最新のデジタル記録メディアを活用して保存され、必要なときに、視聴できるように強化されています。



操作画面

機能強化された災害対策本部会議室は、多彩な映像表示設備と防災無線網によるネットワークで、これまで以上に防災情報の共有化が図られています。

引き続き、合同庁舎5号館にある災害対策関連室の情報システムの整備を行っていく予定です。

### 【災害対策本部会議室の主要機能】

・ 会議席数	55席
・ 50型DLPプロジェクター	16面
・ 17型会議卓モニター	55面
・ 会議卓マイク	55台
・ メインスピーカー	9台
・ 天井スピーカー	15台
・ 会議カメラ（三板式、解像度：水平850本他）	5台
・ DVD-RAM（ハードディスク内蔵型）	1台
・ 書画カメラ	1台
	ほか



一新された映像表示設備



## 日本経済団体連合会「防災に関する特別懇談会」 ～ 山本政策統括官講演 ～

5月21日に開かれた日本経済団体連合会「防災に関する特別懇談会」において、内閣府山本政策統括官が、最近の防災行政について講演し、その中で鴻池防災担当大臣主催の「企業と防災に関する検討会議」が本年4月にとりまとめた報告について説明しました。

### ● 最近の防災意識

「備えあれば憂いなし」と言うが、どうすれば憂いなくなるまで備えられるのだろうか。防災担当としてこのことを考えてきた私なりの結論は、日常生活の中で災害や防災対策について考えるようにすることが基本だということである。普通、我々の日常生活の中で防災を頭の正面に置くことはない。内閣府が実施した世論調査では、「大地震に備えて家族との連絡方法などを決めている」という回答をした割合は、阪神・淡路大震災前は10%未満だったが、震災が起きた年の9月は16%に跳ね上がった。しかし、8年後の昨年の調査では、12%台に落ちている。

### ● 「天災は忘れた頃にやってくる」

「治にいて乱を忘れず」ということわざは、『易経』の「これの故に君子は安くして危うきを忘れず。存して亡ぶるを忘れず。治まりて乱るを忘れず。これをもって身安くして、国家保つべきなり。」に由来している。大事なことほど忘れてしまうのが人間の本性である。

また、「天災は忘れた頃にやってくる」という言葉があるが、これは、雑誌『経済往来』（昭和9年11月号）に実験物理学者の寺田寅彦が吉村冬彦というペンネームで書いた「天災と国防」というエッセイに由来している。寺田寅彦の論旨は次の3点である。

第一は、文明が進むほど自然災害による被害は激烈の度を増すということ。安政地震のような大震が昭和9年に起きれば、東京から大阪、福岡に至るまで日本の産業や行政の神経系統が一気に麻痺する。しかし、大きな災害ほど極めて稀にしか起こらないので、人が前の災害を忘れた頃に新しい災害を被るようなことになって、なかなか備えができない。

第二は、過去の経験を保存・蓄積して、その教訓に頼るという知恵が失われているということ。昭和9年は室戸台風で大きな被害を受けたが、明治以降に新市街となった地域の被害が大きかった。



講演する山本内閣府政策統括官（右から2人目）

第三は、国家は戦争と同等の熱意とエネルギーで技術開発をして部隊を備え、天災に対応するべきではないかということ。個々人のレベルでは適わないことでも、国家全体で努力すれば、備えられるはずだという思想である。

### ● 災害に対する心構え

災害対策基本法では、異常な自然現象で、国土もしくは国民の生命、身体および財産に被害が生じる事態を災害と呼んでいる。平常の自然現象と異常な自然現象の間には連続性がある。我々が都市生活、産業活動を行うには、風雨寒暖などの自然現象からある程度自由になる必要がある。そのための設備が建築物であり、それを支える道路やその他のライフラインである。しかし、自然現象の異常さがあるレベルを超えた時、これらの設備は被害を被り、かえって私たちの命を奪う武器にもなる。

このように考えると、災害への備えの基本は、通常の都市生活、産業活動の中で、平素からどういう心構えで何をするかにつける。その場合、個人としてだけでなく、組織としてどう備えるのかが問題となる。

### ● ポイントは「平時に何ができるか」

自分自身のことを考えてみると、我々防災担当職員は大震災発生時には30分以内に官邸の危機管理センターに集合しなければならない。東京直下大地震の発生時に、距離的にも、身体的にも集合できるような状況にしておくことが課題である。

企業の場合には、マネジメント部門の何割が指揮を





とれる状態なのか、現場の指揮官も工場で二次災害を防げる状態にあるか、生産機能を立ち上げていけるかなどの課題があるだろう。

また、社会的なレベルでは、100年に1回、3世代に一度程度しか起こらないが、しかし必ず起こる大災害に関する基本的な知恵を、家庭、学校、地域社会で蓄積して、代々伝えていく必要がある。日本には、地域社会において人々が忘れがちなことを定期的に思い起こさせるような「津波祭り」などの社会的仕組みがあった。しかし、こうした仕組みは、高度成長の過程で人口や生産機能が大都市に集中する中で、削ぎ落とされてしまった。だが、この社会的な仕組みは、今後、見直され復活してくるだろう。現に、そうした空白領域を埋める形で、公益を追求するNPOやボランティアの活動が育ってきている。

国の場合には、総理を頂点に各省の大臣から現場の指揮官に至るまで、行政組織を運営する神経系統が定期的に防災を頭の真中に据え自分の問題として考えるきっかけをつくるのが、内閣府の防災担当の仕事ではないかと思っている。たとえば、年に1回、9月1日に実施する総合防災訓練は、緊急災害対策本部を設置し、あらかじめ準備されたシナリオに基づいて進行する。この訓練に不足しているのは、全閣僚が自分の所掌の範囲内で何に対応でき、何に対応できないのか考えてもらうことである。災害発生時に実際に動く人が自分の頭で考えてマニュアルを点検し、改訂していくきっかけとなるような訓練をすべきだと考えている。

## ● 企業と防災

これまで述べたような問題意識で、都市において最も力のある活動主体である企業に着目し、防災との関係でどのような行動が望まれるのかという観点から「企業と防災に関する検討会議」で整理していただき、報告書を取りまとめた。

国の防災基本計画は、災害対策上のほとんどの課題を網羅する形で書かれている。その中の「国民の防災活動の環境整備」における項目の1つ、「企業防災の促進」では、災害時に企業が果たす役割として、従業員、顧客の安全、経済活動の維持、地域住民への貢献の3点を記載している。重要なのは企業が存続することであり、これが課題の中心となるが、についても阪神・淡路大震災の時に企業の貢献があった。その経験を手がかりとして、あらかじめ企業の得意な分野で貢献するという協定（災害時における道路障害物除去、破損箇所に対する応急措置等に関する協

定など）を行政機関と結ぶ事例が増加している。

## ● 防災まちづくりへの取り組み

こうした従来の企業防災の活動のほかに、今後、防災まちづくりという領域も深めていってほしいと思っている。企業活動を推進する上でさまざまな企業ネットワークが構築されているが、一方で、地震などの広域災害では近隣企業の相互協力による地域防災力の向上が重要になってくる。神戸の旧居留地や東京の大手町・丸の内・有楽町地域などでは、先進的な取り組みをしている。検討会議からは、大都市のオフィス街での、帰宅困難者対策としての公共的スペースや企業施設の一部の一時滞留スペース利用方法、応急・復旧活動に必要な防災GISの構築、実証実験、地域版情報ネットワークの構築などのモデル事業を実施していくという提案があり、また、住工・住商混在地域でも、同様の取り組みに関する提案が出ている。

## ● 市場の力を活かした防災力の向上

さらに、市場の力を活かした防災力の向上も進めていきたい。消費者が日常の商品購買活動を通じて「防災」を意識するような環境を醸成するため、防災面での機能がある財貨サービスに「防災マーク」を表示する仕組みを提案している。また、企業においては、災害に備えた防災投資による効果を評価する防災会計の導入が提案されている。

そして、災害も含めた企業のリスクマネジメントの枠組みとして、業務継続計画策定のための環境整備や日本発の防災リスクマネジメントに関する国際規格の提案などの議論を深めていきたい。リスクマネジメントについては、2001年に日本工業規格として指針が制定されている。日本社会として伝統的に持っているリスクマネジメントの仕組みはあるが、それが目に見える形で世の中に問われていない。他のOECD諸国から見れば、自然災害への社会的な対応の仕組みに関する情報が欠落しているため、日本における企業活動は、地震災害などのリスクが高いという側面ばかりが強調されてしまう。それをふまえ、本報告では、日本の防災リスクマネジメントは進んでいるとの認識の下に、日本発の国際規格の提案がされている。

今後、中央防災会議では、新たに「民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会」（仮称）を設置する予定である。新専門調査会では、これら本報告に掲げる施策の具体化に向け、さらに議論を深めていただきたいと考えている。





## 第19回 防災ポスターコンクールのお知らせ

国および地方公共団体などにおいては、防災意識の高揚、防災知識の普及を図るため、毎年、「防災の日（9月1日）」および「防災週間（8月30日～9月5日）」の期間を中心に、防災フェア、防災訓練および講習会などの行事を実施しています。

内閣府は、平成15年度における防災週間行事の一環として、関係機関などの協力を得て、広く一般から防災に関するポスター・デザインを公募することにより、防災意識の一層の高揚を図ることを目的に、次により「第19回防災ポスターコンクール」を実施します（主催：内閣府、防災週間推進協議会 後援：総務省消防庁、文部科学省）。

なお、前年度（第18回）は、児童、学生、一般アマチュア、一般プロの4部門で合計約5,600点の作品のご応募をいただきました。



第18回防災担当大臣賞受賞作品  
(児童の部)

募集対象	児童（小学校低・中学年、幼児を含む）の部、児童（小学校高学年）の部、学生（中・高校生）、一般の部
募集作品	<p>内容：地震・火山噴火・台風・豪雨・豪雪などの自然災害を対象にした「防災」に関するもの。                  例えば、次のことについての重要性を訴える内容のもの。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・自然災害の恐ろしさの認識と正しい知識</li> <li>・家庭、学校、職場、地域などでの防災に関する日頃の心構えや備え</li> <li>・防災訓練や防災ボランティア、自主的な防災活動への積極的な参加 など</li> </ul> <p><u>火災予防などの人的災害によるものはのぞきます。</u>                  これらのテーマを連想させる標語を入れた個人の作品で未発表のもの。                  幼児および小学校低・中学年は、標語のない絵画だけでも可。</p> <p>用紙等： A3判以上A2判以下の大きさの画用紙かケント紙を使用。 画材、色数は自由。</p>
応募期間	平成15年8月1日（金）～10月20日（月）（当日消印有効）
作品の送り先	<p>郵送の場合：〒163-8696 東京都新宿郵便局 局留「第19回防災ポスターコンクール事務局」あて                  宅配便の場合：別途、ポスターなどでお知らせします。</p>
表彰の種類	<p>防災担当大臣賞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童（小学校低・中学年）の部（1名）... 賞状および副賞図書券7万円＋応募校に図書券12万円</li> <li>・児童（小学校高学年）の部（1名）... 賞状および副賞図書券7万円＋応募校に図書券12万円</li> <li>・学生の部（1名）... 賞状および副賞図書券7万円＋応募校に図書券12万円</li> <li>・一般の部（1名）... 賞状および副賞10万円</li> </ul> <p>防災週間推進協議会会長賞</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童（小学校低・中学年）の部（1名）... 賞状および副賞図書券3万円＋応募校に図書券12万円</li> <li>・児童（小学校高学年）の部（1名）... 賞状および副賞図書券3万円＋応募校に図書券12万円</li> <li>・学生の部（1名）... 賞状および副賞図書券3万円＋応募校に図書券12万円</li> <li>・一般の部（1名）... 賞状および副賞5万円</li> </ul> <p>佳作（10名程度）... 賞状および副賞図書券1万円                  入選（200名程度）... 賞状</p>
作品の使用等	優秀作品は「防災週間ポスター」、各種のパンフレットなどに使用するほか、防災関連行事などでの展示も行います。応募作品の著作権は主催者側に帰属するものとし、応募作品は返却しません。
問い合わせ先	内閣府政策統括官 災害予防担当参事官付（普及協力担当） TEL 03-3503-9394



## 防災フェア2003のお知らせ

内閣府では、8月29日より9月1日まで、防災フェア2003を開催します（主催：内閣府、東京都、千代田区、防災週間推進協議会）。本年度は、関東大震災80周年を迎える東京都において、シンポジウム、関東大震災をたどるバスツアー、災害時の帰宅困難者対策についての各種展示などを行う予定です。

ぜひ、ご来場ください。

日時：平成15年8月29日（金）～9月1日（月）  
 場所：東京都千代田区 丸ビル（1階（8/29）および地下コンコースほか）  
 内容：シンポジウム（8/29）、関東大震災をたどるバスツアー（8/30）、各種展示（8/29～9/1）など

詳細は内閣府ホームページをご覧ください。  
<http://www.bousai.go.jp/index.html>



## 人と防災未来センター「災害対策専門研修」について

阪神・淡路大震災記念 人と防災未来センターでは、主要機能のひとつとして、「災害対策に係る実戦的な人材の育成」を掲げており、その一環として、オープン初年度である平成14年度から、地方公共団体のトップ、防災を担当する幹部職員などを対象に「災害対策専門研修」を実施しています。今回は、平成14年度の実施結果と平成15年度の実施概要についてご紹介します。

### ● 災害対策専門研修の概要

名称(期間)	内容	対象
トップマネジメントコース (1日)	・ 今後発生する災害に対し、地方公共団体のトップに求められる対応能力を向上	知事・副知事・市町村長・助役
マネジメントコースA (1ユニット4日間×2ユニット)	・ 大規模災害発生時に各種の対応が同時進行的に展開する状況を横断的・総合的にとらえ、これに対処する能力を向上 ・ 新たな危機を予防・軽減化するための視点や考え方、手法などについて学習	地方公共団体における防災・危機管理担当部局長など
マネジメントコースB (1ユニット4~5日間×3ユニット)	・ Aコースの前提となる基礎的な知識(災害発生メカニズム、災害対策のあり方など)について体系的に学習	地方公共団体における防災・危機管理担当者のうち、経験年数が浅い者など(防災担当部局の課長、係長など)

この研修の特徴として、阪神・淡路大震災の教訓をふまえた実践的な研修であること、巨大災害対策に必要な事項を体系的に網羅していることの2点があげられます。また、次代の防災専門家として期待されているセンターの専任研究員が研修の企画・運営に主体的に関わっていることも大きな特徴と言えます。

なお、この研修は、中央防災会議「防災に関する人材の育成・活用専門調査会」報告(平成15年5月)において、防災担当職員の資質の向上を図る研修として位置づけられました。

### ● 平成14年度実施結果

#### 1. トップマネジメントコース(「災害対策トップフォーラム」)

山口勝己内閣府大臣官房審議官(防災担当)、河田恵昭センター長を講師として、兵庫県、大阪府、岐阜県など1府5県の市町長および助役22名の参加を得て、平成15年2月14日に実施しました。

#### 2. マネジメントコース

平成14年9月30日から12月13日にかけて実施し、北は北海道から南は九州地方まで、地方公共団体をはじめ、国、ライフライン機関など幅広い団体から、のべ181人の参加がありました。センターとして実施する初めての研修にも関わらず、受講者からはおおむね高い評価をいただきました。



トップマネジメントコースのもよう(河田センター長の講演)

### ● 平成15年度実施概要

5月13日から6月12日にかけて、のべ91人の参加を得て、マネジメントコース春期コースを実施しました。マネジメントコースについては、10月中旬から11月下旬にかけて秋期コースを実施する予定であり、8月頃に募集を開始できるよう現在準備を進めています。トップマネジメントコースについても現在検討中です。

実施結果の詳細やカリキュラムについては、人と防災未来センターのホームページの「センターニュース」に掲載しています。平成15年度秋期コースの受講者募集などについてもお知らせする予定です。

人と防災未来センターホームページ

<http://www.dri.ne.jp>



## 国際防災オープンフォーラム参加者募集

### 「地震の備えは万全か？」

～ 関東大震災80周年の国際防災デーに考える～

あの関東大震災から数えて、今年9月で80周年を迎えます。また毎年10月の第2水曜日（2003年は10月8日）は、国連が定めている国際防災デーであり、国連の国際防災戦略（ISDR）事務局を中心に、いま一度「防災」の大切さを見直し、災害に対する防止・予防運動を世界各地で繰り広げているところです。

これをひとつの契機と捉え、このたび内閣府では国連大学やアジア防災センター他との共催により、下記のとおり国際防災オープンフォーラム「地震の備えは万全か？～関東大震災80周年の国際防災デーに考える～」を

日 時	2003年10月4日（土） 14:00～18:00
場 所	国連大学3階 ウ・タント国際会議場 （東京都渋谷区神宮前5-53-70）
主 催	内閣府、国連大学、国連国際防災戦略（ISDR）事務局、世界地震安全推進機構（WSSI）、アジア防災センター
講 師	片山恒雄（防災科学研究所理事長） 目黒公郎（東京大学助教授） David Mammen（ニューヨーク行政研究所所長） Haresh Shah（WSSI 前理事長）他
参 加 費	無料
対 象	防災関係機関職員、防災関係NPO・消防団・自主防災組織等関係者、メディア、学生（高校・大学生） その他地震・防災に関心のある方ならどなたでも可
定 員	350名（定員になり次第募集を締め切ります。）
申し込み方法	下記のところへ、ファックスまたはメールで、参加希望者の住所、氏名、職業（会社名、学校名など） 電話番号およびファックス番号とメールアドレスを連絡してください（様式不問）。
申し込み・ 問合わせ先	アジア防災センター 国際防災オープンフォーラム担当 〒651-0073 神戸市中央区脇浜海岸通1-5-2-5F Tel 078-262-5540、Fax 078-262-5546、E-mail rep@adrc.or.jp



「震災絵はがき」より（石井敬夫氏提供）

関東大震災・数寄屋橋付近の猛炎

開催することとしました。一般参加者を対象にしたこの公開フォーラムでは、災害史や地震工学などそれぞれの専門分野から講師をお招きし、関東地域における地震対策は万全と言えるのだろうか、一般家庭での大地震への備えはどのようにしたらいいのかなど、地震に関する現状と対策についてわかりやすく講演します。

また、当フォーラムの開催によって、国連の国際防災戦略活動の一環である2005年1月兵庫県神戸市で開催予定の「国連防災世界会議（仮称）」に向けて、日本国内における国際防災への関心が高まることが期待されます。



## 防災情報提供センター開設のお知らせ

国土交通省では、省内の防災情報を集約してホームページ上で示す「防災情報提供センター」を6月12日に開設しました。

現在、リアルタイム雨量情報、リアルタイムレーダー情報、省内各都府県が提供している防災情報を提供しています。平成16年度からは地理情報システム（GIS）を活用して、リクエストにより複数都府県のデータ呼び出して重ね合わせた情報が利用可能となるよう、今後、情報の充実を図っていく予定です。



<http://www.bosaijoho.go.jp/>



内閣府(防災担当)人事異動

平成15年7月1日付	新	旧
参事官補佐(総務担当)	小西 良治 内閣府大臣官房企画調整課課長補佐から	西森 昭夫 内閣官房内閣広報室参事官補佐へ
平成15年7月4日付		
参事官補佐(総括・訓練担当)	後藤 肇 国土交通省大臣官房人事課付から	大里 穰 国土交通省大臣官房福利厚生課課長補佐へ
平成15年7月15日付		
政策統括官(防災担当)	尾見 博武 国土交通省大臣官房付から	山本 繁太郎 国土交通省政策統括官へ
平成15年7月18日付		
参事官(地震・火山対策担当)	上総 周平 国土交通省大臣官房付から	布村 明彦 国土交通省河川局河川計画課長へ
企画官	昆 信明 国土交通省総合政策局環境・海洋課海洋室長から	斉藤 夏起 国土交通省関東運輸局交通環境部長へ
企画官	川中 邦男 国土交通省大臣官房付から	春田 幸一 国土交通省都市・地域整備局下水道部下水道企画課下水道管理指導室長へ

5月～7月の動き

5月23日	名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会(第1回)の開催
5月28日	京阪神都市圏広域防災拠点整備検討委員会(第8回)の開催
5月29日	中央防災会議の開催
5月30日	中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」(第9回)の開催
6月3日	中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」(第11回)の開催
6月16日	富士山ハザードマップ検討委員会第9回活用部会の開催
6月25日	名古屋圏広域防災ネットワーク整備・連携方策検討委員会(第2回)の開催
6月26日	中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」(第10回)の開催
6月27日	中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」(第12回)の開催
6月27日	災害から文化遺産と地域をまもる検討委員会(第1回)の開催
7月10日	中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」(第11回)の開催
7月15日	中央防災会議「東南海・南海地震等に関する専門調査会」(第13回)の開催
7月16日	中央防災会議「防災情報の共有化に関する専門調査会」(第12回)の開催

被災者生活再建支援法に基づく  
支援金の支給状況

(平成15年6月30日現在)

(支給申請期間中のもの)

法適用年月日	支援対象
平成12年6月26日	三宅島噴火災害 東京都(1村)
平成14年7月10日	台風6号豪雨災害 岐阜県(1市)
平成14年7月11日	台風6号豪雨災害 岩手県(1市1町)
既支給世帯数	1,480世帯
支給額	11億7,494万円

(制度開始時からの総合計)

既支給世帯数	2,562世帯
支給額	20億2,209万円

8月～9月の防災関係行事予定

8月29日～9月1日	防災フェア2003(東京都内)
8月30日～9月5日	防災週間
9月1日	防災の日、総合防災訓練
9月3日	防災功労者 防災担当大臣表彰
(未定)	防災功労者 内閣総理大臣表彰
(未定)	民間と市場の力を活かした防災力向上に関する専門調査会
(未定)	首都直下地震対策専門調査会

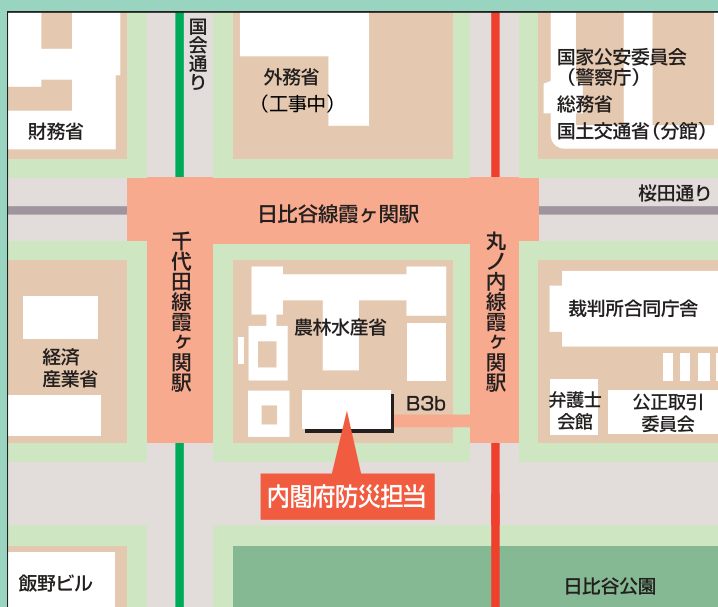
表紙の写真(5月26日の宮城県沖を震源とする地震)  
 上段:宮城県築館町で発生した高速土砂流動  
 写真提供:国際航業(株)  
 下段:コンクリートがはがれ落ちた東北新幹線の橋脚  
 (岩手県石鳥谷町) 写真提供:毎日新聞社

# 内閣府(防災担当)

〒100-8972 東京都千代田区霞ヶ関1-2-2 (中央合同庁舎第5号館3階)

TEL. 03-5253-2111 (大代表)

URL: <http://www.bousai.go.jp/>



◎地下鉄丸の内線「霞ヶ関」下車  
B3b出口より連絡通路へ

広 報  
**ぼうさい**  
DISASTER MANAGEMENT NEWS

2003年7月  
第16号

発行日：2003年(平成15年)7月25日

監修：内閣府政策統括官(防災担当) 編集協力 総務省消防庁

編集・発行：(株)防災&情報研究所

〒103-0005 東京都中央区日本橋久松町4-7 日本橋エビスビル7階

電話 03-3249-4120 ファクシミリ 03-3249-7296

E-mail: [idpis@cd.inbox.ne.jp](mailto:idpis@cd.inbox.ne.jp)

※ ご意見などがありましたら、(株)防災&情報研究所まで、ご連絡ください。